株式交換に関する事前開示書類

（会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める書面）

2026 年 11 月 19 日
三菱化工機株式会社

2026年11月19日

株式交換に関する事前開示書類
（会社法第794条第１項及び会社法施行規則第193条に定める書面）

神奈川県川崎市川崎区大川町２番１号
三菱化工機株式会社
代表取締役 社長執行役員　田中 利一

当社は、月島ホールディングス株式会社（以下「月島ホールディングス」といいます。）との間で締結した2026年９月30日付株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2027年４月１日（予定）を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社とし、月島ホールディングスを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施いたします。

本株式交換に関する会社法第794条第１項及び会社法施行規則第193条に定める事前開示事項は下記のとおりです。

なお、本株式交換は、①当社を吸収分割会社、2026年９月30日付で設立した当社の完全子会社であるＭＫＫネクスト株式会社（以下「分割準備会社」といいます。）を吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）により、当社を持株会社化するために必要な一部の機能に係る事業を除く一切の事業に関する権利義務を分割準備会社に承継して当社を持株会社化し、②本吸収分割の効力発生を条件として本株式交換を実施し、③当該持株会社の下で一連の取引を実施してグループ内の事業を再編する、当社と月島ホールディングスによる対等の精神に基づいた経営統合（以下「本経営統合」といいます。）の一環として行われるものです。

記

１．株式交換契約の内容（会社法第794条第１項）

別紙１に記載のとおりです。

２．会社法第768条第１項第２号及び第３号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第１号）

別紙２に記載のとおりです。

３．会社法第768条第１項第４号及び第５号についての定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第２号）

該当事項はありません。

４．株式交換完全子会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 193 条第３号）

（１）最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第 193 条第３号イ）

別紙３に記載のとおりです。

（２）最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等がある場合の当該臨時計算書類等の内容（同号ロ）

該当事項はありません。

（３）最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（同号ハ）

月島ホールディングスは、2026 年９月 30 日付で、当社との間で、両社の対等の精神に基づいた経営統合契約（以下「本経営統合契約」といいます。）を締結しました。

月島ホールディングスは、2026 年９月 30 日付で、当社との間で、本株式交換契約を締結しました。

５．株式交換完全親会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 193 条第４号）

当社は、2026 年９月 30 日付で、分割準備会社を設立いたしました。

当社は、2026 年９月 30 日付で、月島ホールディングスとの間で、本経営統合契約を締結いたしました。

当社は、2026 年９月 30 日付で、分割準備会社との間で、2027 年４月１日（予定）を効力発生日として、当社を吸収分割会社とし、分割準備会社を吸収分割承継会社とする吸収分割契約を締結いたしました。

当社は、2026 年９月 30 日付で、月島ホールディングスとの間で、本株式交換契約を締結いたしました。

当社は、2026 年９月 30 日開催の取締役会において、2026 年 12 月４日開催予定の臨時株主総会に、資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少を付議することを決議いたしました。

当社は、2026 年９月 30 日開催の取締役会において、2026 年 12 月４日開催予定の臨時株主総会に、資本準備金の額の減少を付議することを決議いたしました。

６．株式交換が効力を生ずる日以降における当社の債務の履行の見込みに関する事項（会社

法施行規則第 193 条第５号）

本株式交換について、会社法第 799 条第１項の規定により異議を述べることができる債権者はおりませんので、該当事項はありません。

以上

別紙１　株式交換契約の内容

次ページ以降をご参照ください。

株式交換契約書

月島ホールディングス株式会社(以下「甲」という。)及び三菱化工機株式会社(以下「乙」という。)は、2026年9月30日(以下「本契約締結日」という。)付で、以下のとおり株式交換契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条　(本株式交換)

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、乙を株式交換完全親会社、甲を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」という。)を行い、乙は、本株式交換により、甲の発行済株式の全部を取得する。

第2条　(商号及び住所)

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲(株式交換完全子会社)

商号：月島ホールディングス株式会社

住所：東京都中央区晴海三丁目5番1号

(2) 乙(株式交換完全親会社)

商号：三菱化工機株式会社

住所：神奈川県川崎市川崎区大川町2番1号

第3条　(本株式交換に際して交付する株式及びその割当て)

1. 乙は、本株式交換に際して、本株式交換により乙が甲の発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」という。)における甲の株主(第7条に基づく甲の自己株式の消却後の株主をいう。以下本条において同じ。)に対して、その保有する甲の普通株式に代わり、その保有する甲の普通株式の数の合計に0.88を乗じて得た数の乙の普通株式を交付する。
2. 乙は、本株式交換に際して、基準時における甲の株主に対して、その保有する甲の普通株式に代わり、その保有する甲の普通株式1株につき、乙の普通株式0.88株の割合をもって、乙の普通株式を割り当てる。
3. 前二項の規定に従い乙が甲の株主に対して割り当てるべき乙の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、乙は会社法第234条その他の関連法令の規定に従い処理する。

第4条　(乙の資本金及び準備金に関する事項)

本株式交換により増加する乙の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従い乙が別途定める金額とする。

第5条　（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2027年4月1日とする。但し、本株式交換の手続の進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、甲及び乙は、協議し合意の上で、これを変更することができる。

第6条　（株主総会の承認）

1. 甲は、本効力発生日の前日までに、会社法第783条第1項に定める株主総会において、本契約の承認及び本株式交換に必要なその他の事項に関する決議を求める。
2. 乙は、本効力発生日の前日までに、会社法第795条第1項に定める株主総会において、本契約の承認及び本株式交換に必要なその他の事項に関する決議を求める。

第7条　（自己株式の消却）

甲は、本効力発生日の前日までに開催される甲の取締役会の決議により、基準時の直前の時点までにおいて自らが保有する自己株式の全部（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求により甲が取得する自己株式を含む。）を、基準時の直前の時点において消却する。

第8条　（本株式交換の条件の変更及び本契約の解除）

甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産状態若しくは経営状態に重要な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が発生し又は明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は協議し合意の上で、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条　（本契約の効力）

本契約は、本効力発生日の前日までに、（ⅰ）甲若しくは乙の株主総会において本契約若しくは本株式交換に必要な事項に関する承認が得られなかった場合、（ⅱ）法令等に定められた本株式交換の実行に必要な関係官庁等の承認等が得られない場合（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に基づき乙が本株式交換に関して行う届出に係る待機期間が本効力発生日の前日までに終了しない場合及び公正取引委員会により排除措置命令等の本株式交換を妨げる措置又は手続がとられた場合を含む。）、又は、（ⅲ）前条に基づき本契約が解除された場合には、その効力を失う。

第 10 条 （準拠法及び管轄合意）

本契約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。また、本契約に起因又は関連して発生する一切の紛争に関しては、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 11 条 （協議事項）

甲及び乙は、本契約に定めのない事項及び本契約の条項について疑義が生じた事項については、信義誠実の原則に則り、誠実に協議の上解決するものとする。

〔本頁以下余白〕

以上を証するため、本契約書 2 通を作成し、各当事者が記名捺印の上、各 1 通を保有する。

2026 年 9 月 30 日

甲：　東京都中央区晴海三丁目 5 番 1 号
月島ホールディングス株式会社
代表取締役社長社長執行役員　川﨑　淳



以上を証するため、本契約書 2 通を作成し、各当事者が記名捺印の上、各 1 通を保有する。

2026 年 9 月 30 日

乙：　神奈川県川崎市川崎区大川町 2 番 1 号
三菱化工機株式会社
代表取締役　社長執行役員　田中　利一

別紙２　会社法第 768 条第１項第２号及び第３号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項

当社は、本株式交換における会社法第 768 条第１項第２号及び第３号に掲げる事項について、以下のとおりこれを相当と判断いたしました。

１．株式交換に際して交付する株式の数又はその数の算定方法及び割当ての相当性に関する事項

（１）本株式交換に係る割当ての内容（株式交換比率）

	当社 （株式交換完全親会社）	月島ホールディングス （株式交換完全子会社）
株式交換に係る交換比率	1	0.88
本株式交換により交付する株式数	当社の普通株式：34,811,735 株（予定）	

（注１）株式の割当比率

月島ホールディングスの普通株式１株に対して当社の普通株式 0.88 株を割当て交付いたします。但し、上記株式交換比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、その算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議の上で変更することがあります。本株式交換比率を変更することを決定した場合は直ちに開示いたします。

（注２）本株式交換により交付する株式数

当社の普通株式 34,811,735 株（予定）

上記の普通株式数は、2026 年６月 30 日時点における月島ホールディングスの普通株式の発行済株式総数（40,125,800 株）及び自己株式数（567,010 株）に基づいて算出しております。

当社は、本株式交換に際して、当社が月島ホールディングスの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）の月島ホールディングスの株主の皆様に対し、その保有する月島ホールディングスの普通株式に代えて、本株式交換比率に基づいて算出した数の当社の普通株式を割当て交付する予定です。また、交付する当社の普通株式については、当社が保有する自己株式を一部充当するとともに、新たに普通株式 34,151,480 株の発行を行う予定です。

なお、月島ホールディングスは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する月島ホールディングスの取締役会の決議により、基準時の直前時において月島ホールディングスが保有する自己株式（本株式交換に関する会社法第 785 条第１項に基づく反対株主の株式買取請求に応じて取得する株式を含みます。）の全部を、基準時をもって消却することを予定しているため、実際に当社が交

付する普通株式数は今後修正される可能性があります。

（注３）単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式を保有する株主が新たに生じることが見込まれますが、金融商品取引所市場において売却することはできません。当社の単元未満株式を保有することとなる月島ホールディングスの株主の皆様におかれましては、本株式交換の効力発生日以降、以下の制度をご利用いただくことができます。

①　単元未満株式の買取制度（単元未満株式の売却）

会社法第 192 条第１項の規定に基づき、当社に対し、保有されている単元未満株式の買取りを請求することができます。

②　単元未満株式の買増制度（１単元への買増し）

会社法第 194 条第１項の規定及び当社の定款の規定に基づき、当社が買増しの請求に係る数の自己株式を有していない場合を除き、保有することとなる単元未満株式の数と併せて１単元株式数（100 株）となる数の株式を当社から買い増すことができます。

（注４）１株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、当社の普通株式１株に満たない端数の割当てを受けることとなる月島ホールディングスの株主の皆様に対しては、会社法第 234 条その他の関連法令の定めに従い、当社が１株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

（２）本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

①割当ての内容の根拠及び理由

両社は、本株式交換比率の算定にあたり、公正性・妥当性を確保するため、当社は三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券」といいます。）を、月島ホールディングスは野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）を、両社から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として、それぞれ選定いたしました。

当社は、下記「（４）公正性を担保するための措置」の「①独立した第三者算定機関からの算定書の取得」に記載の第三者算定機関である三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券から提出を受けた株式交換比率の算定結果及び助言、及び下記「（４）公正性を担保するための措置」の「②独立した法律事務所からの助言」に記載のアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業からの法的助言、並びに当社及びそのアドバイザーが月島ホールディングスに対して実施した各種デュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、また、両社の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案し、慎重に協議・検討を重ねた結果、上記「（１）本株式交換に係る割当ての内容（株式交換比

率)」に記載の本株式交換比率は妥当であり、本株式交換は当社の株主の皆様の利益に資するものであるとの判断に至りました。
月島ホールディングスは、下記「（４）公正性を担保するための措置」の「①独立した第三者算定機関からの算定書の取得」に記載の第三者算定機関である野村證券から提出を受けた株式交換比率の算定結果及び助言、及び下記「（４）公正性を担保するための措置」の「②独立した法律事務所からの助言」に記載の西村あさひ法律事務所・外国法共同事業からの法的助言、並びに月島ホールディングス及びそのアドバイザーが当社に対して実施した各種デュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、また、両社の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案し、慎重に協議・検討を重ねた結果、上記「（１）本株式交換に係る割当ての内容（株式交換比率)」に記載の本株式交換比率は妥当であり、本株式交換は月島ホールディングスの株主の皆様の利益に資するものであるとの判断に至りました。
このように、両社は、それぞれ第三者算定機関による算定・分析結果及び法務アドバイザーの助言を参考に、両社それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、両社の財務の状況、将来の見通し、株価動向等の要因を総合的に勘案し、両社間で慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に上記「（１）本株式交換に係る割当ての内容（株式交換比率)」に記載の本株式交換比率は妥当であり、本株式交換は両社の株主の皆様の利益に資するものとの判断に至り、2026 年９月 30 日開催の両社の取締役会において本経営統合契約及び本株式交換契約の締結について決議の上、本経営統合契約及び本株式交換契約を締結いたしました。

②算定に関する事項
ア　算定機関の名称及び両社との関係
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券及び野村證券のいずれも、両社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

イ　算定の概要
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券は、両社について、両社の株式が金融商品取引所に上場しており、それぞれの市場株価が存在することから市場株価分析を、また両社には比較可能な上場類似企業が複数存在し、類似企業比較分析による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較分析を、加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー分析（以下「ＤＣＦ分析」といいます。）をそれぞれ採用し、算定を行いました。
市場株価分析については、2026 年９月 29 日を算定基準日とし、東京証券取引所における算定基準日の終値並びに算定基準日までの１か月間、３か月間及び６か月間の各取引日における終値の単純平均値を採用しております。

ＤＣＦ分析における、価値算定の際には、両社が算定目的で使用することを了承した、両社の経営陣より提示された財務予測における収益や投資計画、両社に対するデュー・ディリジェンスの結果、その他一般に公開された情報等の諸要素を前提としております。なお、算定の際に前提とした両社の財務予測については、大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれておりません。
各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、各手法による月島ホールディングスの普通株式１株に対して割り当てる当社の普通株式数の算定レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価分析	0.79～0.83
類似企業比較分析	0.52～1.23
ＤＣＦ分析	0.70～1.24

（注）三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券の分析及びその基礎となる株式交換比率の分析は、当社の取締役会の参考に資するためにのみ同取締役会に宛てたものです。当該分析は、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券又はその関係会社による財務上の意見又は推奨を構成するものではなく、当社又は月島ホールディングスの株主に対して、本株式交換への賛同並びに株式の譲渡及び譲受、議決権の行使等の株主権行使、本株式交換に対する同意・その他の関連する事項について意見を述べたり、また、推奨を行うものでもありません。三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券は、株式交換比率の分析・算定に際し、既に公開されている情報又は当社若しくは月島ホールディングスによって提供等され入手した情報が正確かつ完全なものであることを前提としてこれに依拠しており、当該情報の正確性及び完全性につき独自の検証を行っておりません。また、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券は、財務予測につき、両社の将来の財務状況に関する、提供された時点で入手可能な最善の予測及び判断を反映するものとして、両社の経営陣によって合理的に用意・作成されたものであることを前提としております。三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券は、当社、月島ホールディングス及びそれらの関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定を行っておらず、また評価・査定の提供を一切受けておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券の分析は、株式交換比率算定書の算定基準日現在における経済、金融、市場、その他の状況を前提としており、かつ、同日現在において三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券が入手している情報に基づくものです。同日以降に発生する事象が三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券の分析及び株式交換比率算定書の作成に用いられた前提に影響を及ぼす可能性はありますが、三菱ＵＦＪモルガン・スタ

ンレー証券は、株式交換比率算定書及び分析を更新、改訂又は再確認する義務を負うものではありません。加えて、株式交換比率算定書の作成及びその基となる分析は、複雑な過程を経ており、必ずしも部分的な分析や要約した記載に適したものではありません。当社及び月島ホールディングスの 2026 年９月 30 日付「三菱化工機株式会社と月島ホールディングス株式会社の経営統合に関する経営統合契約及び株式交換契約の締結、並びに三菱化工機株式会社の吸収分割による持株会社体制への移行、商号変更その他の定款の一部変更及び代表取締役の異動に関するお知らせ」並びに本書で記載されている特定の分析に基づく評価レンジを、当社又は月島ホールディングスの実際の価値に関する三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券による評価であると捉えることはできません。

野村證券は、両社の株式がそれぞれ、東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法を、両社とも比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下「ＤＣＦ法」といいます。）をそれぞれ採用して算定を行いました。
各算定手法における当社の普通株式の１株当たり株式価値を１とした場合の株式交換比率の算定レンジは、以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価平均法	0.79～0.83
類似会社比較法	0.66～0.80
ＤＣＦ法	0.84～1.28

なお、市場株価平均法については、2026 年９月 29 日を算定基準日として、両社株式の東京証券取引所プライム市場における、算定基準日の終値、算定基準日までの直近５営業日、１か月間、３か月間及び６か月間の各期間の取引日における終値単純平均を採用しております。
ＤＣＦ法については、月島ホールディングスより提供された事業計画及び当社から提供され月島ホールディングスにより確認された事業計画に基づいて、両社が生み出す将来のキャッシュ・フローを現在価値に割り引いて企業価値を評価しております。
野村證券は、株式交換比率の算定に際して、公開情報及び野村證券に両社から提供された一切の情報が正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておりません。両社及びそれらの関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）

について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。野村證券の株式交換比率の算定は、2026年９月29日現在までに野村證券が入手した情報及び経済条件を反映したものであり、また、両社の各々の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、両社の各々の経営陣により、現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討及び確認されたこと、それらの予測に従い当社及び月島ホールディングスの財務状況が推移することを前提としております。
また、野村證券がＤＣＦ法による算定の前提とした両社の事業計画には、本株式交換によるシナジー効果は織り込んでおりません。なお、野村證券がＤＣＦ法による算定の前提とした2027年３月期から2030年３月期までの当社の事業計画及び2027年３月期から2030年３月期までの月島ホールディングスの事業計画については、前事業年度比で大幅なフリー・キャッシュ・フローの増減を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、当社においては、2028年３月期以降に設備投資額が減少していくことに起因して、2029年３月期及び2030年３月期において、フリー・キャッシュ・フローの大幅な増加を見込んでおります。月島ホールディングスにおいては、2028年３月期において、運転資本の増加幅の縮小及び設備投資額の減少による大幅なフリー・キャッシュ・フローの増加、2030年３月期において、運転資本の増加幅の縮少による大幅なフリー・キャッシュ・フローの増加を見込んでおります。

（３）上場廃止となる見込み及びその事由
本株式交換の結果、その効力発生日である2027年４月１日（予定）をもって、当社は月島ホールディングスの発行済株式の全部を取得する予定です。それに先立ち、月島ホールディングスの普通株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て2027年３月30日に上場廃止（最終売買日は2027年３月29日）となる予定です。
一方、本株式交換の対価である当社の普通株式は、東京証券取引所に上場されており、引き続き東京証券取引所にて取引が可能です。

（４）公正性を担保するための措置
両社は、本株式交換の公正性を担保するために以下の措置を実施しております。
①独立した第三者算定機関からの算定書の取得
当社は、本株式交換の公正性・妥当性を担保するために、両社から独立した第三者算定機関である三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券より、2026年９月29日付で、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は、上記「（２）本株式交換に係る割当ての内容の根拠等」の「②算定に関する事項」をご参照ください。
他方、月島ホールディングスは、本株式交換の公正性・妥当性を担保するために、両

社から独立した第三者算定機関である野村證券より、2026年9月29日付で、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は、上記「（２）本株式交換に係る割当ての内容の根拠等」の「②算定に関する事項」をご参照ください。

②独立した法律事務所からの助言

当社は、取締役会における本経営統合に係る意思決定の公正性・適法性を担保するために、法務アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業より、本経営統合の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を得ております。

他方、月島ホールディングスは、取締役会における本経営統合に係る意思決定の公正性・適法性を担保するために、法務アドバイザーである西村あさひ法律事務所・外国法共同事業より、本経営統合の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を得ております。

なお、アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業及び西村あさひ法律事務所・外国法共同事業は、いずれも両社から独立しており、両社との間で重要な利害関係を有しません。

（５）利益相反を回避するための措置

本株式交換に際しては、当社と月島ホールディングスの間には特段の利益相反関係は生じないことから、上記「（４）公正性を担保するための措置」のほか、特別な措置は講じておりません。

２．当社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換に際して増加すべき当社の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条に定めるところに従って、当社が別途定めます。かかる内容は、当社の資本政策その他事情を総合的に考慮・検討し、法令の範囲内で決定するものであり相当であると判断しております。

別紙３　株式交換完全子会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

次ページ以降をご参照ください。

事業報告 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

1．事業の経過および成果

当連結会計年度における当社グループを取り巻く市場環境は、米国の関税政策およびロシアによるウクライナ侵攻の長期化や中東における軍事衝突の発生といった地政学的リスクの高まりなどにより、先行きが不透明な状況が続きました。国内では、企業の設備投資活動が堅調に推移したものの、物価上昇や為替の変動などが経済活動に与える影響について留意する必要がありました。

このような環境の下で当社グループは、持続的な成長を目指すために「サステナビリティ経営の推進」、「事業領域の拡充とグループ収益力の強化」、「資本効率の向上と株主還元の拡充」を基本方針とした中期経営計画（2023年４月～2027年３月）を推進することで、企業価値の向上に取り組んでまいりました。具体的な取組として、有形固定資産（物流施設）を売却したほか、自己株式の取得および消却、政策保有株式の売却を実施しております。

事業部門別の取組は、次のとおりです。

水環境事業においては、上下水道設備や汚泥再生処理・バイオマス利活用設備などの水インフラの増設・更新需要の取り込みや、設備の維持管理業務、補修工事などの営業活動を展開してまいりました。また、温室効果ガス削減に貢献する創エネルギー事業、および水インフラを安定的に維持・運営していくために設備の建設と長期の維持管理業務が一体となったPFI(*1)、DBO事業(*2)や、包括O&M業務(*3)、FIT(*4)を活用した発電などの官民連携事業の受注拡大に取り組んでまいりました。

一方、産業事業においては、化学分野や化粧品・食品・医薬などのライフサイエンス分野向けプラント・単体機器や持続可能な社会の実現に貢献する二次電池製造関連設備などの産業インフラ関連設備、および廃液・固形廃棄物処理や廃ガス・廃水処理などの環境関連設備の営業活動を推進してまいりました。

＊１：PFI（Private Finance Initiative）
施設整備を伴う公共サービスにおいて、民間の有する資金、技術、効率的な運用ノウハウなどを活用する仕組み
＊２：DBO（Design Build Operate）事業
事業会社に施設の設計（Design）、建設（Build）、運営（Operate）を一括して委ね、施設の保有と資金の調達は行政が行う方式
＊３：包括O&M業務
設備の運転管理業務だけでなく、設備の補修工事や薬品等の供給も含めた包括的な維持管理業務
＊４：FIT（Feed-in Tariff）
再生可能エネルギーを用いて発電された電気を、一定価格で電気事業者が買い取ることを義務付けた制度（固定価格買取制度）

その結果、当連結会計年度における当社グループの業績は、次のとおりとなりました。

受注高は1,542億1百万円（前期比15.4％減）となりました。売上高は1,489億54百万円（前期比7.0％増）と過去最高となりました。また、損益面につきましては、営業利益は98億42百万円（前期比10.4％増）、経常利益は109億87百万円（前期比7.2％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は169億10百万円（前期比153.6％増）となり、過去最高となりました。

当連結会計年度における事業部門別の業績は、次のとおりであります。



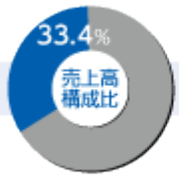
水環境事業

水環境事業は、水インフラ（機器・プラントの設計・建設）とライフサイクルビジネス（運転・メンテナンス・補修工事・サービス業務）により構成されております。

事業環境につきましては、国内の水インフラ関連投資は堅調に推移しております。また、複数年および包括O&M業務や設備建設と長期の維持管理業務を一体化した官民連携事業などの発注は増加しております。一方で、物価上昇や為替の変動などが経済活動に与える影響について留意する必要がありました。

このような状況の下で当社グループは、国内の上下水道および汚泥再生処理設備の増設・更新需要を取り込むために、下水処理場向け汚泥処理設備や浄水場向け排水処理設備、し尿処理設備などの営業活動を推進してまいりました。O&M業務においては補修工事および包括O&M業務の営業活動を展開してまいりました。その実績として、下水処理場向け過給式流動焼却システム、汚泥処理設備、浄水場向け薬品注入設備などの受注を果たしました。また、メンテナンスなどのアフターサービス事業をより一層強化するために、包括O&M業務や補修工事の営業活動に注力し、受注高を確保してまいりました。加えて、温室効果ガス削減に貢献する技術開発および民間企業のノウハウを活用した官民連携事業の提案を推進してまいりました。

その結果、当連結会計年度における水環境事業の受注高は、936億円（前期比31.6％減）となりました。当期は大型案件の端境期であることから前期比で大幅な減少となりましたが、設備更新・増設需要は引き続き堅調に推移しております。売上高は985億78百万円（前期比6.4％増）、営業利益は58億5百万円（前期比5.4％減）となりました。



産業事業

産業事業は、産業インフラ（機器・プラントの設計・製造・建設）と環境（環境保全設備の設計・製造・建設、廃棄物処理事業）により構成されております。

事業環境につきましては、米国の関税政策およびロシアによるウクライナ侵攻、中東での軍事衝突の発生などの地政学的リスクの高まりなどにより、先行きが不透明な状況が続いております。国内では、温室効果ガス削減に向けた環境関連設備投資の増加が見込まれるものの、物価上昇や為替の変動などが経済活動に与える影響について留意する必要がありました。

このような状況の下で当社グループは、化学分野や化粧品・食品・医薬などのライフサイエンス分野向けプラント・単体機器、温室効果ガス削減に貢献する二次電池製造関連設備などの産業インフラ関連設備の設備投資需要を取り込むために、国内外における各種プラント設備および晶析装置、乾燥機、分離機、ろ過機、ガスホルダ、攪拌機などの単体機器の営業活動を展開してまいりました。環境分野においては、国内外向けに廃液燃焼システム、固形廃棄物焼却設備、廃ガス・廃水処理設備や補修工事の営業活動を展開してまいりました。また、微粒子製造技術の競争力強化やアフターセールスの強化に取り組んでまいりました。その実績として廃液処理や固形廃棄物処理などの環境関連設備、ろ過機や乾燥機の単体機器などの受注を果たしました。

その結果、当連結会計年度における産業事業の受注高は599億60百万円（前期比36.5％増）、売上高は497億35百万円（前期比10.0％増）、営業利益は41億48百万円（前期比95.5％増）となりました。



その他

その他事業は、主に不動産管理・賃貸に関する事業であり、その大半が市川工場跡地において三井不動産株式会社と共同で開発した物流施設の事業になります。なお、当該物流施設につきましては2025年8月8日付で公表した「固定資産(信託受益権)の譲渡及び特別利益の計上並びに業績予想の修正に関するお知らせ」に記載のとおり、2025年９月１日付で譲渡が完了しております。

当連結会計年度における受注高は６億40百万円（前期比52.1％減）、売上高は６億40百万円（前期比52.1％減）、営業損失は１億37百万円（前期は営業利益6億80百万円）となりました。

2．設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資等の総額は16億4百万円であり、その主なものは次のとおりであります。また、当連結会計年度において、有形固定資産（物流施設）を売却しております。

（月島ホールディングス株式会社）	
IT関連投資	412百万円
（月島JFEアクアソリューション株式会社）	
研究開発資産	219百万円
オフィス設備	119百万円
維持管理設備	83百万円
（プライミクス株式会社）	
生産設備	81百万円

3．資金調達の状況

当連結会計年度においては、特記すべき事項はございません。なお、当社グループの借入先の詳細につきましては後掲16頁の11.に記載の「主要な借入先」をご参照ください。

4．財産および損益の状況の推移

（単位：百万円）

区　分	2022年度 第161期	2023年度 第162期	2024年度 第163期	2025年度 （当連結会計年度） 第164期	前期比 増減率
受注高	106,045	165,287	182,180	154,201	15.4%減
売上高	97,778	124,205	139,235	148,954	7.0%増
営業利益	5,004	6,765	8,915	9,842	10.4%増
経常利益	5,649	7,810	10,254	10,987	7.2%増
親会社株主に帰属する当期純利益	4,214	2,675	6,669	16,910	153.6%増
１株当たり当期純利益（円）	96.16	62.38	154.97	412.69	166.3%増
総資産	146,462	208,014	192,248	203,021	5.6%増
純資産	82,688	105,538	112,054	117,466	4.8%増
１株当たり純資産額（円）	1,892.18	2,040.89	2,159.30	2,482.03	14.9%増

（注）１．１株当たり当期純利益は、期中平均の発行済株式総数から、期中平均の自己株式数を控除した株式数により算出しております。
２．１株当たり純資産額は、期末現在の発行済株式総数から、期末現在の自己株式数を控除した株式数により算出しております。
３．「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）等を第163期の期首から適用しております。

5．対処すべき課題

当社グループは、上下水道および汚泥再生処理・バイオマス利活用設備を主要マーケットとする水環境事業と、化学分野やライフサイエンス分野などに関連する産業インフラ設備および廃液・固形廃棄物処理や、廃ガス・廃水処理などの環境関連設備を主要マーケットとする産業事業の２つを主たる事業と位置付けており、それら以外の事業をその他としております。

当社グループは、持続的な成長を目指すために、「サステナビリティ経営の推進」「事業領域の拡充とグループ収益力の強化」「資本効率の向上と株主還元の拡充」を基本方針とした中期経営計画（2023年４月～2027年３月）を推進することで、企業価値の向上に取り組んでまいりました。

2027年３月期の数値目標については、連結売上高1,520億円、連結営業利益110億円、親会社株主に帰属する当期純利益85億円を目指してまいります。

当社グループの事業環境に関する今後の景況感につきましては、米国の関税政策およびロシアによるウクライナ侵攻の長期化などの地政学的リスクの影響により先行きが不透明な状況が続いております。国内では、企業の設備投資活動が堅調に推移しているものの、中東における軍事衝突の発生に伴う原材料・原油価格の高騰、石油関連製品の調達や為替・資源価格の変動などが経済活動に与える影響に留意する必要があります。

国内の上下水道分野は、水インフラ関連の投資は設備の老朽化対応を背景とした更新需要は引き続き堅調に推移していくものと推測されますが、中長期的には人口減による市場規模の縮小、および競争の激化等により事業環境が厳しくなることが予想されております。当社グループは事業基盤の安定化と規模の拡大に向けた取組として、2023年10月にJFEエンジニアリング株式会社との国内水エンジニアリング事業の統合を実施したほか、2026年１月には水処理、下水処理の運転管理業務を展開する東日本エンジニアリング株式会社を子会社化した上で、同年４月に同社を月島ジェイテクノメンテサービス株式会社は吸収合併いたしました。今後も引き続き持続的な成長に向けた施策に取り組んでまいります。

民間の設備投資については、化学分野において汎用化学品から高付加価値品への移行や、温室効果ガス削減への対応を背景とした環境対応技術の導入需要が、堅調に推移すると見込んでおります。一方で、中東情勢の緊迫化が顧客の投資判断に影響を与える懸念があることから、その動向を注視してまいります。当社グループは、こうした市場環境の変化を捉え、継続的な技術力強化や新商品開発を通じて、化学やライフサイエンス、環境関連分野などの機器・プラントの受注拡大に取り組んでまいりました。今後も、リチウムイオン二次電池など中長期的な需要が見込まれる分野を中心に、競争力強化と受注確保に努めてまいります。

また、事業ポートフォリオマネジメントを実行するための戦略投資として、DX推進およびM&A、アライアンスの具現化に取り組んでまいります。

（1）サステナビリティ経営の推進

当社グループは、持株会社体制の移行に伴い、目指す方向性と存在意義を明確化するため、パーパスとして「環境技術で世界に貢献し未来を創る」を定義いたしました。また、従来の企業理念をグループ企業理念として再定義し、2030年に向けた長期ビジョン「豊かな生活・文化の創造に貢献し、快適でサステナブルな社会を実現する」を新たに制定いたしました。

当社グループは、様々な環境・社会問題の解決を通じステークホルダーの皆様とともに事業の持続的な成長を実現するため、サステナビリティ経営に取り組んでまいります。事業を通じた温室効果ガス削減への貢献については、最重要KPIとして脱炭素（ネットゼロ）社会へ貢献する事業の売上高比率を水環境・産業事業ともに20%以上、脱炭素（ネットゼロ）社会へ貢献する研究開発費の比率を30%以上と掲げております。当連結会計年度における売上高比率は水環境事業で38%、産業事業で42%、研究開発費は35%となりました。引き続き、気候変動などの環境課題の解決に取り組み、事業を通じて温室効果ガス削減へ貢献するため、カーボンニュートラルな資源である下水汚泥のエネルギー活用や、電気自動車などで利用されるリチウムイオン二次電池の材料を製造する設備の拡販を推進してまいります。

当社グループでは、月島ホールディングス代表取締役社長を委員長とするサステナビリティ委員会ならびにその下部組織である４つの分科会において、サステナビリティ経営に関連する各種施策の検討および推進に取り組んでおります。

当連結会計年度の主要な実施事項は次のとおりです。

1. 社員向けエンゲージメント調査に基づく経営施策の継続的実行：福利厚生の充実、ダイバーシティ＆インクルージョンやキャリアアップに関する研修の実施、首都圏大地震を想定した事業継続計画(BCP)訓練の実施、経営陣とのタウンホールミーティングの開催、くるみん認定の取得等
2. 温室効果ガス：八千代Ｒ＆Ｄセンターへ太陽光発電設備の設置稼働、Scope3の算出等
3. 人権尊重関連：サプライヤーアンケートの実施、人権ハンドブックに基づいた社内教育の実施
4. DX関連　　：社員向けDX教育プログラムの検討等

当社グループは、今後とも働きがいのある職場環境と制度の整備、ダイバーシティ＆インクルージョンの推進に取り組んでまいります。

（2）事業領域の拡充とグループ収益力の強化

水環境事業においては、2023年10月にJFEエンジニアリング株式会社の国内水エンジニアリング事業を統合しました。国内上下水道分野の設備老朽化に伴い更新需要が見込まれるなか、両社の経営資源・ノウハウを集約させ、技術・サービスを高度化し、強固な事業基盤を構築することで、水インフラ業界において強固な地位を確立し、リーディングカンパニーを目指してまいります。再生可能エネルギーを生み出す下水汚泥燃料化、消化ガス発電事業などの創エネルギー事業や、両社の技術を融合させた汚泥焼却炉『OdySSEA-Turbo™(オデッセアターボ)』の拡販などのシナジー創出に取り組んでまいります。近年、案件数が増加しているPFI、DBO事業や包括O&M業務などの官民連携事業については、統合効果によりノウハウと実績を積み重ねることで対応力を強化してまいります。技術開発については、循環型社会の構築に貢献する下水からのリン回収技術やICT／AI活用技術に取り組んでおり、事業基盤および競争力の強化に努めてまいります。当連結会計年度における成果の一例として、遠隔支援やAIによる自律制御などを統合した、水インフラ運営向け次世代型総合デジタルソリューション『OPTINOA®（オプティノア)』の提供を開始しました。

産業事業においては、産業インフラ分野では月島機械株式会社がリチウムイオン二次電池の性能を左右する正極材活物質の製造に不可欠な晶析などの微粒子製造技術の強化を進めており、新たに開発した「超微粒子晶析装置」のテスト機を受注しました。また、化粧品・食品・医薬などのライフサイエンス分野向けではプライミクス株式会社の高速攪拌機、環境分野では月島環境エンジニアリング株式会社の廃液燃焼設備や固形廃棄物焼却設備などの受注が好調に推移しています。さらに各分野においてアフターサービスの強化にも注力し、安定的な受注の確保と収益基盤の強化に取り組んでまいります。

両事業に共通する施策として、温室効果ガス削減に貢献する環境ビジネスや成長性が見込める官民連携事業など付加価値の高い領域を「重点領域」と定義して事業領域をシフトし、2027年３月期は売上高1,520億円、営業利益110億円を目指してまいります。水環境事業では、2026年1月に水処理、下水処理の運転管理業務を展開する東日本エンジニアリング株式会社を子会社化した上で、同年４月に同社を月島ジェイテクノメンテサービス株式会社は吸収合併し、事業基盤を強化いたしました。産業事業では、アンモニア関連技術の活用を推進しており、半導体工場におけるアンモニア廃水処理案件の受注を拡大しております。引き続き、温室効果ガス削減に貢献するため、アンモニアなどの次世代エネルギー技術の開発・活用に取り組んでまいります。また、事業戦略会議を活用し、グループ横断での成長戦略に関する議論を推進することで、持続的な成長を目指してまいります。

（3）資本効率の向上と株主還元の拡充

当社グループは、ROEとROICを経営指標に設定し、資本効率の向上と資本コストを意識した企業価値経営を推進してまいります。また、中期経営計画で策定したキャピタルアロケーションに基づいて、創出した営業キャッシュ・フローに加え政策保有株式の売却を実施し、通常の設備投資に加えデジタルトランスフォーメーション（DX）や人的資本などの戦略投資、株主還元に配分してまいります。M&Aなどの大規模投資には必要に応じて負債等による調達を活用し最適資本構成を目指します。当連結会計年度では、市川工場跡地における有形固定資産（物流施設）を売却しました。政策保有株式の売却については本中期経営計画の期間内に120億円以上としており、計画期間の3年間で92億90百万円の売却を実施しております。政策保有株式の売却により生じた資金については、中長期的な企業価値向上に向け、M&Aなどの成長投資や株主還元に最適配分してまいります。

株主還元につきましては、後掲９頁6.に記載の「剰余金の配当等の決定に関する方針」に記載のとおり、方針の見直しを行いました。

当社は、機動的な自己株式の取得にも取り組んでおり、2025年８月８日に120億円を上限とする自己株式取得（取得期間：2025年８月12日～2026年８月10日）を決定し、同年10月3日までに上限額（約390万株）までの取得を実行しました。また、同年12月５日には、400万株の自己株式の消却も行いました。

今後も収益力の強化と株主還元の充実を図ることで、持続的な成長と企業価値の向上に努めてまいります。

6．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、財務体質と経営基盤の強化を図りつつ、毎期の業績、新規投資、連結配当性向等を総合的に勘案しながら、安定配当に努めることを利益配分の基本方針としております。

2023年４月からの中期経営計画期間（2023年４月～2027年３月）におきましては、策定したキャピタルアロケーションに基づいて、営業キャッシュ・フローと投資有価証券や不動産等の資産売却額を原資に、企業価値向上のための投資や株主還元を実施することとしております。

中期経営計画における株主還元の水準といたしましては、総還元性向50％以上、配当性向40％以上を目標としておりましたが、2026年3月期からは、安定した配当を行う姿勢をより明確に示すため株主資本配当率（DOE）を新たに目標として追加しました。変更後の株主還元方針は、「安定配当の水準は、株主資本配当率（DOE）3.5%を下限とし、総還元性向50%以上とする」としております。

機動的な自己株式の取得については、前掲８頁５．(3)に記載の「資本効率の向上と株主還元の拡充」のとおりであり、引き続き安定的な配当の継続に努めるとともに、機動的な自己株式の取得にも取り組んでまいります。

なお、当社は、機動的な配当政策および資本政策の遂行を図るため、剰余金の配当、自己株式の取得等を株主総会のほか、取締役会の決議により行うことができる体制を整えております。当事業年度の期末配当につきましては、2026年５月12日開催の取締役会において1株当たりの期末配当を43円と決定いたしました。これにより当事業年度の配当額は、中間配当金（創業120周年の記念配当２円を含みます。）と合計して、１株当たり85円となります。2027年３月期の年間配当金につきましては、１株当たり88円を予定しており、そのうち中間配当を44円、期末配当を44円とする予定です。

7．重要な親会社および子会社の状況

（1）親会社の状況

該当事項はありません。

（2）重要な子会社の状況

（2026年３月31日現在）

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
月島JFEアクアソリューション株式会社	5,000百万円	60.0%	上下水道施設の設計・調達・建設、製造、販売および汚泥再生処理・バイオマス利活用設備の設計・調達・建設、修繕
月島機械株式会社	450百万円	100.0%	産業向けの各種機器の設計、製造、据付、販売、メンテナンスおよびプラント建設工事の設計、建設
月島環境エンジニアリング株式会社	455百万円	100.0%	環境改善および各種化学工業用・一般産業用装置、機器の設計、製造、修理、販売
三進工業株式会社	50百万円	100.0%	圧力容器、塔・槽類、熱交換器、鉄骨および一般製缶物の製作、清掃施設工事、機械器具設置工事等
プライミクス株式会社	80百万円	※100.0%	攪拌機、乳化機、分散機、混練機の設計・製造・販売等
サンエコサーマル株式会社	91百万円	100.0%	一般廃棄物、産業廃棄物の中間処理（焼却）、太陽光発電
BOKELA有限会社	200千ユーロ	100.0%	各種ろ過機の設計、製造、修理、販売
テーエスケーエンジニアリング(タイランド) Co., Ltd.	20,000千バーツ	49.0%	化学・樹脂・食品工業等におけるプラント建設工事の設計、調達、製作・据付、メンテナンス
月島ビジネスサポート株式会社	10百万円	100.0%	大型図面・各種書類等の印刷・製本、事務所ビル・駐車場等の不動産管理・賃貸

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
月島ジェイテクノメンテサービス株式会社	180百万円	※60.0%	上下水道処理設備の運転・保守管理および補修工事、工業薬品の販売、環境設備に関連する機器・備品の販売
月島ジェイアクアサービス機器株式会社	30百万円	※60.0%	上水道処理機器の製造、販売、修繕
寒川ウォーターサービス株式会社	50百万円	※33.0%	寒川浄水場排水処理施設における、排水処理施設および濃縮施設の維持・管理、浄水発生土に関する再生利用
尾張ウォーター＆エナジー株式会社	50百万円	※36.0%	犬山浄水場はじめ２浄水場の排水処理および常用発電等施設の整備、運営・維持管理、浄水発生土の有効利用
株式会社バイオコール京都鳥羽	20百万円	※60.0%	鳥羽水環境保全センターにおける下水汚泥固形燃料化施設の運営・維持管理、下水汚泥固形燃料の有効利用
横浜西谷ウォーターサービス株式会社	50百万円	※48.0%	西谷浄水場排水処理施設の整備、運営・維持管理、浄水発生土の有効利用
市原バイオサイクル株式会社	65百万円	※48.0%	松ヶ島終末処理場における下水汚泥固形燃料化施設の運営・維持管理、下水汚泥固形燃料の有効利用
小山エナジーサイクル株式会社	50百万円	※48.0%	小山水処理センターにおける汚泥処理、固形燃料化、消化ガス発電設備の運営・維持管理、下水汚泥固形燃料の有効利用
株式会社bay eggs	30百万円	※42.0%	横浜市北部汚泥資源化センターにおける消化ガス発電設備の整備、運営・維持管理
株式会社横浜Bay Link	100百万円	※30.6%	北部汚泥資源化センターにおける燃料化設備・焼却設備・改良土設備の整備、運営・維持管理、下水汚泥燃料・改良土の有効利用
箱根水道パートナーズ株式会社	50百万円	※30.0%	箱根地区における浄水施設、配水池、配管等の管理・修繕・更新、取水から給水栓までの上水供給 、料金徴収

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社豊橋バイオウィル	100百万円	※36.0%	中島処理場における下水汚泥、し尿・浄化槽汚泥、生ごみを原料とする複合バイオマスエネルギー化施設の整備、運営・維持管理
株式会社長岡バイオキューブ	30百万円	※45.6%	生ごみを原料とするバイオマスエネルギー化施設の整備、運営・維持管理
アクアペックスおやま株式会社	50百万円	※48.0%	小山広域クリーンセンターにおけるし尿処理施設の整備、運営・維持管理
アクアペックスさかい株式会社	20百万円	※60.0%	さかいクリーンセンターにおけるし尿処理施設の整備、運営・維持管理
グリーンサイクルパワーいわき株式会社	90百万円	※45.0%	いわき市中部浄化センター等における汚泥処理、固形燃料化設備の運営・維持管理、下水汚泥固形燃料の有効利用、消化ガス発電事業
つばめ・やひこウォーターサービス株式会社	50百万円	※40.2%	燕市・弥彦村統合浄水場等の運営・維持管理

(注) 1．※印の議決権比率は、子会社が有する議決権を含めて計算しております。なお、水環境事業に属する各子会社の議決権比率については、当社の月島JFEアクアソリューション株式会社に対する出資比率(60%)に応じて按分した比率を表示しております。
2．特定完全子会社に該当する子会社はありません。
3．テーエスケーエンジニアリング(タイランド) Co., Ltd.については、当社による議決権比率は100分の50以下ではありますが、実質的に支配しているため、子会社としております。
4．前事業年度において、連結子会社であった月島機械（北京）有限公司は2025年11月に清算結了したため、連結子会社から除外しております。
5．当連結会計年度より、重要性が増したため、つばめ・やひこウォーターサービス株式会社を連結の範囲に含めております。
6．2026年3月末に寒川ウォーターサービス株式会社およびアクアペックスさかい株式会社は、業務を終了しております。

8．主要な事業内容（2026年３月31日現在）

当社グループは、当社と子会社41社および関連会社15社で構成され、上下水道および汚泥再生処理・バイオマス利活用設備を主要マーケットとする水環境事業と、化学分野やライフサイエンス分野などに関連する産業インフラ設備および廃液・固形廃棄物処理や、廃ガス・廃水処理などの環境関連設備を主要マーケットとする産業事業の２つを主たる事業と位置付けており、それら以外の事業をその他としておりますが、その主要な事業内容は以下のとおりであります。

事業区分	主要な事業内容
水環境事業	1）浄水場、下水処理場、汚泥再生処理・バイオマス利活用向けプラントなどの設計・建設 2）前項1）に使用される脱水機、乾燥機、焼却炉など各種単体機器の設計・販売 3）前項1）のプラントに関連するPFI、DBO、下水処理場における消化ガス発電事業、関連するサービス業務などの官民連携事業 4）前項1）のプラント・機器の運転・維持管理・補修およびこれらに付随する業務
産業事業	1）化学分野および二次電池製造関連設備、廃液・固形廃棄物処理などのプラントの設計・建設・補修工事 2）上記プラントに使用される晶析装置、ろ過機、遠心分離機、乾燥機、ガスホルダ、酸回収装置、攪拌機等の各種単体機器の設計・製造・販売 3）一般・産業廃棄物処理事業
その他	1）事務所ビル・駐車場等の不動産管理・賃貸 2）大型図面・各種書類等の印刷・製本

9．主要な事業所および工場（2026年３月31日現在）

会社名	拠　点	所在地
月島ホールディングス株式会社	本社	東京都中央区
	Ｒ＆Ｄセンター	千葉県八千代市
月島JFEアクアソリューション株式会社	本社	東京都中央区
	支社	東京都中央区、大阪市中央区
	支店・営業所	札幌市、仙台市、東京都中央区、横浜市、名古屋市、大阪市中央区、広島市、福岡市、浦添市
	技術拠点	川崎市
	駐在員事務所	ハノイ（ベトナム）
月島機械株式会社	本社	東京都中央区
	工場	北海道室蘭市
	駐在員事務所	ジャカルタ（インドネシア）、ムンバイ（インド）、カールスルーエ（ドイツ）
月島環境エンジニアリング株式会社	本社・事業所	東京都中央区、大阪市北区
三進工業株式会社	本社・工場	神奈川県川崎市
プライミクス株式会社	本社・工場	兵庫県淡路市
サンエコサーマル株式会社	本社	栃木県鹿沼市
BOKELA有限会社	本社	カールスルーエ（ドイツ）
テーエスケーエンジニアリング(タイランド)Co., Ltd.	本社	バンコク（タイ）
月島ビジネスサポート株式会社	本社	東京都中央区
月島ジェイテクノメンテサービス株式会社	本社	東京都江東区
	支社	東京都江東区、大阪市中央区
	支店・営業所	滝川市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、名古屋市、京都市、岡山市、福岡市
	工場	秋田県大館市
月島ジェイアクアサービス機器株式会社	本社・工場	静岡県掛川市
寒川ウォーターサービス株式会社	本社	神奈川県高座郡寒川町
尾張ウォーター＆エナジー株式会社	本社	愛知県名古屋市

会社名	拠　点	所在地
株式会社バイオコール京都鳥羽	本社	京都府京都市
横浜西谷ウォーターサービス株式会社	本社	神奈川県横浜市
市原バイオサイクル株式会社	本社	千葉県市原市
小山エナジーサイクル株式会社	本社	栃木県小山市
株式会社bay eggs	本社	神奈川県横浜市
株式会社横浜Bay Link	本社	神奈川県横浜市
箱根水道パートナーズ株式会社	本社	神奈川県横浜市
株式会社豊橋バイオウィル	本社	愛知県豊橋市
株式会社長岡バイオキューブ	本社	新潟県長岡市
アクアペックスおやま株式会社	本社	栃木県小山市
アクアペックスさかい株式会社	本社	福井県坂井市
グリーンサイクルパワーいわき株式会社	本社	福島県いわき市
つばめ・やひこウォーターサービス株式会社	本社	新潟県燕市

10. 従業員の状況（2026年３月31日現在）

（１）企業集団の状況

事業区分	従業員数	前期末比増減数
水環境事業	2,388名	155名減
産業事業	866名	16名増
その他	8名	1名増
全社（共通）	105名	5名減
合　計	3,367名	143名減

（注）従業員数は、就業人員であります。

（2）当社の状況

従業員数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
105名	5名減	45.3歳	14.4年

（注）従業員数は、就業人員であります。

11. 主要な借入先（2026年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社百五銀行	3,340百万円
株式会社埼玉りそな銀行	2,127百万円
株式会社みずほ銀行	1,614百万円
株式会社横浜銀行	1,599百万円
豊橋信用金庫	840百万円
株式会社足利銀行	747百万円

（注）１．当連結会計年度末日の借入金残高を記載しております。
２．当社グループの借入金は、主に買収資金、運転資金および設備資金としての借入金とPFI事業のためのプロジェクトファイナンスでの借入金であります。

12. その他企業集団に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項（2026年３月31日現在）

１．発行可能株式総数　180,000,000株

２．発行済株式の総数　40,125,800株

３．株主数　10,615名

（注）2025年12月５日付で実施した自己株式の消却に伴い、発行済株式の総数は当事業年度において4,000,000株減少しております。

４．大株主の状況（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,887	9.82
月島ホールディングス従業員持株会	2,130	5.38
株式会社日本製鋼所	1,770	4.47
東京センチュリー株式会社	1,757	4.44
月島ホールディングス取引先持株会	1,218	3.07
GOVERNMENT OF NORWAY	1,032	2.60
株式会社三菱UFJ銀行	944	2.38
東洋電機製造株式会社	880	2.22
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	826	2.08
株式会社オカムラ	758	1.91

（注）持株比率は自己株式565,610株を控除して計算しております。

５．当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は、後掲18頁６．（１）に記載の「譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分」のとおりであり、また、会社役員への交付状況は次のとおりです。

区分	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く。）	12,252株	２名

6．その他株式に関する重要な事項

（1）譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分

当社は、2025年６月23日開催の取締役会において、以下のとおり譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分を決議し、2025年７月18日に処分いたしました。

①	処分期日：	2025年７月18日		
②	処分する株式の種類および数：	当社普通株式 57,101株		
③	処分価格：	１株につき　　2,091円		
④	処分総額：	119百万円		
⑤	処分先およびその人数	当社の取締役（社外取締役を除く）	２名	12,252株
	ならびに処分株式の数：	当社の執行役員	６名	3,297株
		当社子会社の取締役の一部	25名	41,552株
⑥	譲渡制限期間：	2025年7月18日～2055年7月17日		
⑦	その他：	その他譲渡制限付株式報酬の内容は、後掲25頁「4会社役員に関する事項」の５.（６）に記載の「非金銭報酬等に関する事項」をご参照ください。		

（2）信託型従業員持株インセンティブ・プランの終了

当社は、当社従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与、福利厚生の拡充を目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」（以下、「本インセンティブ・プラン」といいます。）を2023年１月26日に再導入いたしました。

本インセンティブ・プランは、当社が信託銀行に「月島ホールディングス従業員持株会専用信託」（以下、「E-Ship信託」といいます。）を設定し、E-Ship信託は、設定後３年間にわたり「月島ホールディングス従業員持株会」（以下、「持株会」といいます。）が取得すると見込まれる数の当社株式をあらかじめ取得し、その後、信託終了まで毎月持株会へ売却するものであり、E-Ship信託は当社株式を取得するため、当社保証による銀行借入を行っておりました。

2026年２月17日にE-Ship信託が所有する当社株式の売却が完了し、本インセンティブ・プランは終了となりました。そのため、当事業年度末にE-Ship信託が所有する当社株式はありません。

（3）従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブとしての自己株式の処分

当社は、2025年５月９日開催の取締役会において、以下のとおり従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブとしての自己株式の処分を決議し、2025年11月28日に処分いたしました。

①	処分期日：	2025年11月28日
②	処分する株式の種類および数：	当社普通株式 236,300株
③	処分価格：	１株につき　　2,007円
④	処分総額：	474百万円
⑤	処分方法	第三者割当の方法による
	（割当先）：	（月島ホールディングス従業員持株会　236,300株）
⑥	譲渡制限期間：	2025年11月28日～2026年７月31日

（4）当社グループ従業員に対する業績連動型株式付与制度に基づく自己株式の処分

当社は、2025年８月８日開催の取締役会において、以下のとおり当社グループ従業員に対する業績連動型株式付与制度に基づく自己株式の処分を決議し、2025年９月４日に処分いたしました。

①	処分期日：	2025年９月４日		
②	処分する株式の種類および数：	当社普通株式 57,097株		
③	処分価格：	１株につき　　2,395円		
④	処分総額：	136百万円		
⑤	処分先およびその人数	当社の従業員	13名	5,647株
	ならびに処分株式の数：	当社グループ会社の従業員	111名	51,450株

(5) 自己株式の消却

当社は、2025年11月７日開催の臨時取締役会において、以下のとおり、会社法第178条の規定に基づき、自己株式の消却を決議し、2025年12月５日に消却いたしました。

①	消却実施日：	2025年12月５日
②	消却する株式の種類および数：	当社普通株式 4,000,000株

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

1．取締役および監査役の氏名等（2026年３月31日現在）

会社における地位	氏　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長 （社長執行役員）	川　﨑　　淳	
代表取締役副社長 （副社長執行役員）	高　野　　亨	最高財務責任者（ＣＦＯ）
取　締　役	福　沢　義　之	月島機械株式会社 代表取締役社長社長執行役員
取　締　役	鷹　取　啓　太	月島JFEアクアソリューション株式会社 代表取締役社長社長執行役員
取　締　役	増　田　暢　也	弁護士（増田法律事務所代表）
取　締　役	志　村　直　子	弁護士（西村あさひ法律事務所・外国法共同事業パートナー） 一橋大学大学院法学研究科ビジネスロー専攻非常勤講師 ネクセラファーマ株式会社社外取締役
取　締　役	田　中　達　也	日本軽金属ホールディングス株式会社社外取締役 ＵＢＥ株式会社社外取締役（監査等委員） 朝日生命保険相互会社社外取締役
取　締　役	和　田　篤　也	北海道顧問 JFEエンジニアリング株式会社顧問 松田綜合法律事務所顧問
常勤監査役	吉　川　　孝	
常勤監査役	吉　加　　訓	
監　査　役	北　方　宏　樹	

（注）１．取締役増田暢也、志村直子、田中達也および和田篤也の４氏は社外取締役であります。
２．監査役吉加訓および北方宏樹の両氏は社外監査役であります。
３．監査役吉加訓氏は新日本製鐵株式会社（現日本製鉄株式会社）の堺製鐵所総務部経理・業務室長を務め、また、監査役北方宏樹氏は公認会計士として、それぞれ財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
４．社外取締役増田暢也、田中達也および和田篤也の３氏ならびに社外監査役吉加訓および北方宏樹の両氏は当社が定めた「独立社外役員の独立性判断基準」の要件を満たしており、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
５．取締役志村直子氏は、当事業年度末日後の2026年４月27日付で株式会社エニグモの社外取締役（監査等委員）に就任しております。

2．責任限定契約の内容と概要

当社は、社外取締役および監査役全員との間で、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

3．会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

（1）被保険者の範囲

当社および子会社の取締役、監査役および執行役員

（2）役員等賠償責任保険の内容の概要

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその役員等としての職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を、当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等の免責事由があります。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

4．当事業年度中の取締役および監査役の異動

（1）就任

・2025年6月23日開催の第163回定時株主総会において、田中達也および和田篤也の両氏は取締役に選任され、それぞれ就任いたしました。
・2025年6月23日開催の第163回定時株主総会において、吉川孝および北方宏樹の両氏は監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。

（2）退任

・2025年6月23日開催の第163回定時株主総会終結の時をもって、取締役の山田和彦、間塚道義および勝山憲夫の各氏は任期満了により退任いたしました。
・2025年6月23日開催の第163回定時株主総会終結の時をもって、監査役の尾内正道および塚野英博の両氏は任期満了により退任いたしました。

5．取締役および監査役の報酬等の額

（1）取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」といいます。）について、独立社外取締役が委員長を務める指名報酬諮問委員会において原案を審議した上で取締役会の決議により定めております。

その概要としましては、当社の取締役の報酬は、優秀な人材を確保・維持できる水準を勘案しつつ、業績の向上および企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを考慮した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、役位・職責および業績への貢献度合いに応じた適正な水準とすることを基本方針として、社外取締役を除く取締役の報酬については、役位に応じた固定報酬および譲渡制限付株式報酬のほか、中期経営計画を目標とした業績およびその達成度合いを勘案して決定される業績連動報酬から構成されるものとし、監督機能を担う社外取締役の報酬については、その職務に鑑み、固定報酬のみとするものであります。

取締役（社外取締役を除く。）の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業等の報酬水準を踏まえて設定しております。

取締役の個人別の報酬等の額および報酬等の構成割合の決定について、取締役会は、株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内で、代表取締役社長に委任しております。代表取締役社長による個人別の報酬等の額の決定に当たっては、決定方針との整合性や公正性を確保するため、指名報酬諮問委員会における審議を受けるものとしております。指名報酬諮問委員会においては、役位に応じた固定報酬および譲渡制限付株式報酬の額、および連結営業利益と連結当期純利益を指標とする業績連動報酬の額ならびに個人別評価の妥当性を検証し、最終的な個人別の報酬等の額および報酬等の構成割合を代表取締役社長に答申し、代表取締役社長は指名報酬諮問委員会による答申を最大限尊重することとしております。取締役会は、最終決定の内容が、決定方針に沿うものであると判断しており、判断を行うに際しては指名報酬諮問委員会より審議の概要について報告を受けた上で、取締役報酬の額について決定することとしております。なお、監査役は、独立性の観点から固定報酬のみとし、各監査役の職務内容に応じて、監査役の協議により決定しております。

（2）取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の金銭報酬の額は、2011年６月29日開催の第149回定時株主総会において年額４億4,000万円以内（うち、社外取締役年額3,000万円以内。また、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち、社外取締役は３名）です。また、2022年６月24日開催の第160回定時株主総会において、取締役の金銭報酬額(社外取締役の報酬額も含む。)は年額4億4,000万円以内と変更せず、社外取締役の金銭報酬枠を、年額3,000万円以内から年額7,000万円以内に改定する旨決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は８名（うち、社外取締役３名）です。

さらに、当該報酬とは別枠で、2019年６月25日開催の第157回定時株主総会において、社外取締役を除く取締役を付与対象者として、株式報酬の額を年額8,000万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）、株式数の上限を年93,000株以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は６名です。

当社の監査役の金銭報酬の額は、2023年６月27日開催の第161回定時株主総会において年額1億円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち、社外監査役３名）です。

（3）取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度に係る取締役の報酬等につきましては、株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内で、取締役の個人別の報酬額の決定について、取締役会から委任を受けた代表取締役社長川﨑淳が決定しております。なお、代表取締役社長による個人別の報酬等の額の決定に当たっては指名報酬諮問委員会による審議を経て、指名報酬諮問委員会による答申を最大限尊重することで、決定方針との整合性や公正性を確保する体制を整えております。かかる権限を委任した理由は、当社の経営を俯瞰できる立場にある代表取締役社長が、個人別の業績目標の達成状況や各施策の実行状況等について最も適切に評価できるものと判断したためであります。

（4）当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			支給人員（名）
		基本報酬		株式報酬	
		固定報酬	業績連動報酬		
取締役	267	183	55	28	11
（うち、社外取締役）	（56）	（56）	（0）	（0）	（6）
監査役	60	60	0	0	5
（うち、社外監査役）	（42）	（42）	（0）	（0）	（4）
合　計	328	244	55	28	16
	（99）	（99）	（0）	（0）	（10）

（注）支給人員には、当事業年度中に退任した取締役3名、監査役２名が含まれております。

（5）業績連動報酬等に関する事項

当社における業績連動報酬は、中期経営計画を目標とした業績およびその達成度合いを勘案して決定されます。具体的には、当該年度の連結営業利益および連結当期純利益の計画値を基準としつつ、前事業年度の計画達成度合いを勘案して算出された額に対し、業績貢献度合いを勘案した上で、月例報酬として支給しております。

目標となる業績指標には、指名報酬諮問委員会の答申を踏まえ、2023年２月の取締役会において、従来の連結営業利益に加えて、連結当期純利益も追加することに変更いたしました。その理由は、当社グループ全体の本業の利益水準を示す連結営業利益に加えて、最終損益でありROE等に直結する連結当期純利益を採用することが、総合的に企業価値向上につながるものと判断したことによるものであります。

当事業年度を含む連結営業利益および連結当期純利益の推移は、前掲４頁「1企業集団の現況に関する事項」の４.に記載の「財産および損益の状況の推移」をご参照ください。

（6）非金銭報酬等に関する事項

当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、社外取締役を除く当社取締役に対して非金銭報酬として、譲渡制限付株式報酬を支給しております。

譲渡制限付株式は、毎年、定時株主総会閉会後一定の時期に、役位に応じて支給される金銭報酬債権の全部が現物出資財産として払込まれることにより支給されます。譲渡制限期間は、３年間から30年間までの間で当社の取締役会があらかじめ定める期間とし、譲渡制限期間満了前に当社の取締役を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡、その他正当な理由がある場合を除き、当社は割り当てた株式を無償で取得いたします。なお、退任につき上記の正当な理由がある場合は、譲渡制限を解除する株式の数および解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとし、当該譲渡制限の解除の直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない株式については、当社が無償で取得いたします。

当該株式報酬の交付状況は、前掲17頁「2会社の株式に関する事項」の５.に記載の「当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」をご参照ください。

6．社外役員に関する事項

（1）重要な兼職の状況および他の兼職先との関係

地　位	氏　名	重要な兼職の状況
取　締　役	増　田　暢　也	弁護士（増田法律事務所代表）
	志　村　直　子	弁護士（西村あさひ法律事務所・外国法共同事業パートナー） 一橋大学大学院法学研究科ビジネスロー専攻非常勤講師 ネクセラファーマ株式会社社外取締役
	田　中　達　也	日本軽金属ホールディングス株式会社社外取締役 ＵＢＥ株式会社社外取締役（監査等委員） 朝日生命保険相互会社社外取締役
	和　田　篤　也	北海道顧問 JFEエンジニアリング株式会社顧問 松田綜合法律事務所顧問

（注）当社と各兼職先との間には、特別の関係はありません。

（2）当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
社外取締役	増　田　暢　也	社外取締役である同氏には、高度の法律知識、組織運営全般に関する経験、知見からの適切な助言を期待しております。同氏は、当事業年度に開催された取締役会13回すべてに出席し、長年にわたる法曹界での豊富な経験と知見をもとに意思決定にかかわる重要な意見を述べるとともに、当社グループの経営に関し有益な指摘や重要な助言を行っております。また、指名報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会に出席し、役員選任や報酬制度に関して客観的・中立的な立場から意見を述べております。
社外取締役	志　村　直　子	社外取締役である同氏には、企業法務に関する高い見識からの適切な助言を期待しております。同氏は、当事業年度に開催された取締役会13回すべてに出席し、企業法務に精通された弁護士として培われた経験、知見をもとに意思決定にかかわる重要な意見を述べるとともに、当社グループの経営に関し有益な指摘や重要な助言を行っております。また、指名報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会に出席し、役員選任や報酬制度に関して客観的・中立的な立場から意見を述べております。

区　分	氏　名	主な活動状況
社外取締役	田　中　達　也	社外取締役である同氏には、企業経営に関する高い見識からの適切な助言を期待しております。同氏は、2025年６月23日の取締役就任以降に開催された取締役会９回すべてに出席し、長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と知見をもとに意思決定にかかわる重要な意見を述べるとともに、当社グループの経営に関し有益な指摘や重要な助言を行っております。また、指名報酬諮問委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会に出席し、役員選任や報酬制度に関して客観的・中立的な立場から意見を述べるとともに、同委員会を指揮・運営しております。
社外取締役	和　田　篤　也	社外取締役である同氏には、環境政策に関する高い見識からの適切な助言を期待しております。同氏は、2025年６月23日の取締役就任以降に開催された取締役会９回すべてに出席し、環境政策の第一人者としての知見をもとに意思決定にかかわる重要な意見を述べるとともに、当社グループの経営に関し有益な指摘や重要な助言を行っております。また、指名報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会に出席し、役員選任や報酬制度に関して客観的・中立的な立場から意見を述べております。
社外監査役	吉　加　　訓	当事業年度に開催された取締役会13回、および監査役会11回すべてに出席し、業務執行の監査、および経営事項に関する公正な監査意見を述べるとともに、長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と知見ならびに財務、および会計に関する専門的な見地から、当社グループの意思決定の相当性を確保する提言を行っております。
社外監査役	北　方　宏　樹	2025年６月23日の監査役就任以降に開催された取締役会９回、および監査役会９回すべてに出席し、業務執行の監査、および経営事項に関する公正な監査意見を述べるとともに、公認会計士として専門的な見地から、当社グループの意思決定の相当性を確保する提言を行っております。

5 会計監査人の状況

1．会計監査人の名称

井上監査法人

2．当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

（1）公認会計士法第２条第１項の監査業務の報酬

34百万円

（2）当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

55百万円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、（1）の金額は合計金額で記載しております。
２．当社の重要な子会社のうち、一部の特別目的会社（SPC）および海外に所在する子会社は、当社の会計監査人以外の会計監査人から監査を受けております。
３．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

3．会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める解任事由に該当すると判断した場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は上記の場合のほか、会計監査人の監査品質、監査実施の有効性および効率性、継続監査年数などを勘案し、会計監査人として適当でないと判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

（注）１．事業報告の記載金額は、単位未満切り捨てにより表示しております。
２．事業報告の千株単位の記載株式は、千株未満切り捨てにより表示しております。

会社の体制および方針

当社は、当社および子会社の内部統制システムの整備に関する基本方針を会社法が規定する「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」に基づき、2023年5月12日の取締役会において、次のとおり決議しております。

内部統制システムの整備に関する基本方針

月島ホールディングスは、当社および子会社のすべてにわたる業務の適正を確保するために、次の体制を徹底いたします。

1. 当社および子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

（1）当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が、法令および定款に適合することを確保するため、当社は「月島ホールディングスグループパーパス」および「月島ホールディングスグループ企業理念」を定める。また当社は「月島ホールディングスグループ企業行動指針－私たちの５つの約束」および「月島ホールディングスグループ企業行動基準」を定め、当社および子会社の役職員全員が遵守する。

〔月島ホールディングスグループパーパス〕
環境技術で世界に貢献し未来を創る

〔月島ホールディングスグループ企業理念〕
1．最良の技術をもって産業の発展と環境保全に寄与し、社会に貢献します
1．市場のニーズを先取りし、最良の商品とサービスを顧客に提供します
1．創意と活力によって発展し、豊かで働きがいのある企業をめざします

〔月島ホールディングスグループ企業行動指針－私たちの５つの約束〕
1．健全で誠実な企業グループであり続けます
2．法令を遵守し倫理にもとづき行動します
3．技術・サービスで地球環境をまもり社会に貢献します
4．人権を尊重します
5．安全で働きがいのある職場環境をつくります

（2）当社は、当社の「取締役会」が、取締役の職務執行についてすべてを掌握し、かつ経営判断とその判断に基づく迅速な執行を行うために、職務の執行にあたる取締役は執行役員等を兼務することとし、一方において社外取締役が独立した立場から、業務執行の監督および牽制を効果的に実施する。
（3）当社は、当社および子会社の経営に関する重要事項について、社内規程に基づき、執行権を有する取締役から成る「経営会議」（原則毎週開催）で審議・承認、報告・了承する。なお、当該付議事項の内、職務権限規程において取締役会付議事項とされたものおよび当社または子会社の経営に重大な影響を与える事項については、取締役会で審議・承認、報告・了承する。
（4）当社および子会社は、経営会議および取締役会での決定に基づく業務執行に際し、業務分掌、権限規程等に基づき、責任者、業務執行手続きを明確化する。
（5）当社および子会社は、「月島ホールディングスグループ企業行動指針－私たちの５つの約束」を具体化するために、「月島ホールディングスグループ企業行動基準」および各種「社内規程」（例えば、個人情報保護基本規程、営業秘密等管理規程、独占禁止法遵守プログラム、インサイダー取引防止規程等）にその詳細を定める。
（6）当社は、これらの規程の実効性を担保するために、当社代表取締役社長を委員長とした「月島ホールディングスグループコンプライアンス委員会」を組織し、コンプライアンス委員会担当役員を同委員会の副委員長に任命して、当社および子会社への周知徹底を図る。さらに内部監査部門を組織し、また、「月島ホールディングスグループ企業倫理ヘルプライン」を設け、法令、定款に適合しない行為の未然防止、早期発見に努め、当社内および内部通報受付専門会社の相談・通報窓口に加えて、社外の弁護士および当社常勤監査役を「月島ホールディングスグループ企業倫理ヘルプライン」の受信者として任命する。
（7）当社および子会社は、反社会的勢力との関係を一切遮断することを目的として、「月島ホールディングスグループ企業行動基準」の中に反社会的勢力への対応に関する基本姿勢および社員の心構えとなすべき事項について規定し、これに基づいて、反社会的勢力には警察等関連機関とも連携し毅然と対応する。
（8）以上の実施状況を検証するため、当社の内部監査部門は規程に基づき「内部監査」を実施し、その結果を当社の取締役会および監査役会に報告する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

（1）当社は、取締役の職務の執行に係る情報を「文書管理規程」に基づき、保存、管理し、取締役および監査役が、これらの文書等を常時閲覧できる体制をとる。

（2）これらの情報は、電磁的記録または文書により最短で10年間保存しており、今後も必要に応じて記録方法の見直しを図る。

3. 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（1）当社は、当社および子会社の損失の危険の管理を行うため、「月島ホールディングスグループリスクマネジメント規程」を定め、有事に際しては当社および子会社の取締役により構成される「危機管理委員会」が、子会社を統括して危機管理にあたる。危機管理委員会はその常設機関として総務部門等関連部門より構成される「危機管理委員会事務局」を設置し、危機管理に必要な活動を行う。平時においてはコンプライアンス推進部門にてリスク分析やリスク関連情報の収集、管理を行い、必要に応じ経営に報告する。

（2）大規模災害等、当社および子会社の経営全般に重大な影響を与える事態が発生した場合は、当社の代表取締役社長を本部長とする「対策本部」を組織し、損害、影響等を最小限にする体制を立ち上げ、その対応にあたる。

（3）当社および子会社は、「各種マニュアル」（例えば、防災ハンドブック、地震防災マニュアル、緊急事態連絡マニュアル等）に危機対応の詳細を定め、緊急時における迅速な対応を図る。

（4）情報セキュリティに関する事件や事故の発生を防止するために「情報セキュリティ基本規程」および「情報セキュリティ対策基準」を定め、それに基づく人的側面と情報システム面の両面からの情報セキュリティ対策を実施する。人的側面においては従業員教育や情報セキュリティに対する考え方の周知・徹底など啓蒙活動を推進するとともに、システム面においては、常にセキュリティ対策を最新にすべく継続的な改善・向上を図ることで、リスクの最小化に努める。

4. 当社および子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（1）当社および子会社は、中期経営計画およびこれに基づく年次計画を定め、各事業本部、部門の具体的な目標を設定し、これらを毎月レビューすることにより目標達成の確度を高め業務の効率性を確保する。

（2）当社および子会社は、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、職務権限規程により各役職の職務と権限を明確にし、職務執行を分担する。

5. 財務報告に係る内部統制の評価および監査を確保するための体制

当社は、金融商品取引法により2008年4月1日に開始された事業年度から適用されている「財務報告に係る内部統制の経営者による評価および公認会計士等による監査」に対応し、当社および連結子会社の社内体制を整え社外専門家のアドバイスを得て、金融商品取引法および関連するガイドラインに従って、全社的レベルと主要業務プロセスレベルにおける内部統制の整備状況を把握し、有効性の評価を行い、不備がある場合はこれを是正し、内部統制報告書を作成して監査法人による監査を受ける。

6. 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

（1）当社および子会社は、自社の業務の適正を確保することを目的として、事業部門(第１線)、管理部門(第２線)、内部監査部門(第３線)から成る３線ディフェンス体制を構築し、ガバナンス・リスクマネジメント体制を整備する。また、子会社の取締役を「コンプライアンス責任者」に任命して、自社に対して「月島ホールディングスグループ企業行動基準」の指導等を行わせるとともに、「月島ホールディングスグループコンプライアンス委員会」の構成員とすることで、企業集団における業務の適正を確保する体制を整備する。

（2）当社および子会社は、業務の適正を確保するため、中期経営計画、これに基づく年次計画および具体的な目標を設定する。当社は子会社の当該目標の達成を、四半期毎の「グループ進捗審議会」でレビューすることにより目標達成の確度を高め、業務の効率性を確保する。

（3）当社は、子会社の経営について、各社の自主性を尊重しつつ、「月島ホールディングスグループ会社管理規程」に基づき子会社からの定期的な報告と、重要事項については事前了解をとることを求める。上記に関して子会社の活動を把握し、適正に指導するために「月島ホールディングスグループコンプライアンス委員会」を組織し、同委員会を中心としたコンプライアンス体制を構築する。

（4）上記に加え、子会社に「取締役・監査役」を派遣する。また、当社内部監査部門による「内部監査」を実施し、その結果を当社の取締役会および監査役会に報告する。

7. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人およびその使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役からの補助者に関する要請があれば、当該使用人の人事および取締役からの独立性に関して、取締役と監査役との間で事前協議を行い、監査役を補助する使用人を配置する体制を整える。

8. 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当該使用人は監査役の指揮命令のもと、取締役の指揮命令から独立して補助業務にあたる。

9. 当社の監査役への報告に関する体制

（1）当社の監査役がその職務執行において必要な情報は「取締役および使用人が監査役に報告すべき事項」として定め、監査役に必要な情報を報告する。さらに、業務執行上の意思決定に関する重要な会議への監査役の出席の機会を確保し、また監査役に対する定期報告および重要書類を回付する体制を整える。

（2）当社の監査役は、当社の代表取締役、監査法人と定期的に「意見交換会」を開催する。

（3）当社および子会社の役職員は、当社の監査役から業務執行について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

（4）当社の内部監査部門は、当社および子会社の内部監査の状況について定期的に当社の監査役に報告を行う。また、当社のコンプライアンス推進部門は、コンプライアンス、月島ホールディングスグループ企業倫理ヘルプラインによる内部通報等の状況について定期的に当社の監査役に報告を行う。

10. 当社の監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社の監査役へ報告を行った当社および子会社の役職員に対し、そのことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨、当社および子会社の役職員に周知する。

11. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、当社の監査役が職務の執行について生ずる費用等を処理するために、毎年、一定額の予算を設ける。また、一定額の予算を超えて当社の監査役が当社に対し費用の前払等の請求を行った場合は、審議の上、速やかに当該費用または債務を処理する。

12. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（1）当社の監査役は、監査役監査として、不祥事を事前に防止し、遵法、リスク管理、内部統制等業務監査に力点を置いた監査を実施する。

（2）当社の監査役会は、当社の取締役会への牽制と独立性を保つため、企業活動に関する見識と経験が豊富な他社役員、役員経験者および弁護士、公認会計士等の有資格者、学識経験者あるいはこれに準ずる者から社外監査役を起用する。

内部統制システムの運用状況の概要

当社は、内部統制システムの整備に関する基本方針の適切な運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は次のとおりです。

1．コンプライアンスに対する取組みの状況

（1）組織・体制に関する取組みの状況

当社および子会社では、事業部門(第１線)、管理部門(第２線)、内部監査部門(第３線)から成る３線ディフェンス体制を整備、運用しております。また、当社代表取締役社長(委員長)、コンプライアンス委員会担当役員(副委員長)、月島ホールディングス各部門長(委員)および各子会社のコンプライアンス責任者(メンバー)等から成る月島ホールディングスグループコンプライアンス委員会にてコンプライアンスの運用状況をモニタリングし、必要に応じて是正・改善を行うことで、実効性を高めております。特に重要性の高い子会社に関しては、内部監査部門、常勤監査役を設置する等、体制の強化を図っております。このような取組みの一方で、当社および子会社の全役職員が利用できる内部通報制度として、「月島ホールディングスグループ企業倫理ヘルプライン」を設置しております。内部通報制度においては、相談・通報者が不利益を受けない旨を運営規程に明記するとともに、当社内および内部通報受付専門会社の相談・通報窓口に加えて、社外の弁護士および当社常勤監査役を受信者(公益通報対応業務従事者)として任命して守秘義務を課し、全役職員に「企業倫理ヘルプライン利用カード」を配布して周知徹底を図り、法令、定款に適合しない行為の未然防止、早期発見に努めております。

（2）規程・ルールに関する取組みの状況

当社グループの社会的な存在意義を「月島ホールディングスグループパーパス」として定め、最上位の経営理念として位置付けるとともに、当社グループの想い、目指すべき姿を「月島ホールディングスグループ企業理念」として定めております。これらを実現するための行動のあり方を「月島ホールディングスグループ企業行動指針－私たちの５つの約束」として、また、同指針に基づく具体的な一人ひとりの行動のよりどころを「月島ホールディングスグループ企業行動基準」として定めております。

また、当社グループにかかる諸規程を必要に応じて改定し、当社および子会社に示達するとともに教育を実施し、コンプライアンスの浸透を図っております。なお、当事業年度においては、国内外におけるビジネスと人権の理念に関する意識の高まりを受けて、サプライヤーアンケートの実施および、「月島ホールディングスグループ人権ハンドブック」に基づいた社内教育を実施しております。

（3）教育に関する取組みの状況

毎年10月を月島ホールディングスグループ企業倫理月間とし、コンプライアンスに関する各種啓発活動を実施するとともに、ｅラーニング等により、コンプライアンス意識の組織への浸透を図っております。

2．取締役の職務執行の適正性および職務執行が効率的に行われることに対する取組みの状況

当社の取締役会は社外取締役４名を含む取締役8名で構成され、監査役３名(うち、社外監査役2名)も出席しております。取締役会は当事業年度においては13回開催し、取締役および監査役は審議事項について活発な意見交換を行い、意思決定および監督の実効性の確保を図っております。

なお、取締役会の実効性については、取締役、監査役に対して実施したアンケート結果に基づき、分析、評価を行っております。

また、中期経営計画およびこれに基づく年次計画を定め、月次で状況を確認・検証し、必要に応じて対策案を立案し実行に移しております。取締役会の決定事項については、職務権限規程に基づき、担当の各役職の職務と権限を明確にし、組織的かつ効率的にその執行を図っております。

3．損失の危険の管理に対する取組みの状況

当社および子会社の事業遂行に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスクに関して「月島ホールディングスグループリスクマネジメント規程」を定め、「危機管理委員会」を主体に対応を図っております。

なお、当事業年度においては、改定した事業継続計画（BCP）に関する規程に基づき事業継続計画(BCP）訓練を実施し、緊急時における対応力の向上を図っております。

また、下請代金支払遅延等防止法(下請法)の改正施行に伴い、中小受託取引適正化法(取適法)に関する社内教育・研修を実施しました。これにより、適正な取引の確保および法令遵守体制の維持・強化を図っております。

さらに、情報セキュリティ対策について、従来からのルール周知や教育による対応に加え、人為的な判断に依存しない統制を強化する観点から、システムによる自動的な管理・監視の導入に着手しました。これにより、情報セキュリティ対策の実効性向上および内部統制システムの安定的な運用を図っております。

加えて、人権尊重に関する取組みの一環として、事業活動に関係する取引先を対象に、人権尊重への取組状況に関する調査を実施しました。これにより、サプライチェーンにおける人権リスクの把握に努めるとともに、内部統制システムの適切な運用を図っております。

4．当社および子会社における業務の適正性の確保に対する取組みの状況

当社の取締役および執行役員が子会社の役員に就任することにより、子会社の取締役等の職務の執行が適正かつ効率的に行われているかを監督しております。

子会社の経営管理につきましては、当社の経営企画部門および各種委員会等で子会社の経営管理体制を整備、統括するとともに、子会社は当社の「月島ホールディングスグループ会社管理規程」に基づき、重要事項について、当社の主管部門に対し、事前の承認申請および定期的な報告を行っております。また当社は、四半期毎に「グループ進捗審議会」を開催し、子会社の中期経営計画に基づく年次計画の進捗状況を確認しております。

また、当社の内部監査部門が内部監査計画に基づき、当社および子会社の内部監査を実施し、その結果を当社の取締役会および監査役会に報告しております。

5．監査役の監査が実効的に行われることに対する取組みの状況

当社の監査役会は常勤監査役２名を含む監査役３名で構成され、当事業年度においては監査役会を11回開催し、監査に関する事項についての協議、決議を行っております。また、監査等に必要な費用の予算化も図られております。職務の執行に際しては、当社の内部監査部門が監査役会事務局として執行の補助を行う体制をとっております。

監査役は、当社代表取締役社長、その他取締役等、会計監査人と定期的に意見交換を行い、取締役会、経営会議等の重要な会議に出席し、取締役の職務執行の状況の監査を実施するとともに、内部統制システムの整備およびその運用状況を確認しております。

また、当社の内部監査部門は、当社および子会社の内部監査の状況について定期的に監査役に報告しております。一方、当社のコンプライアンス推進部門は、コンプライアンス、「月島ホールディングスグループ企業倫理ヘルプライン」による内部通報等の状況について定期的に監査役に報告すると同時に、当社および子会社の役職員が監査役に報告を行ったことに伴って不利な取り扱いを受けることのないように、周知徹底を図っております。

連結計算書類

連結貸借対照表（2026年３月31日現在）

（単位：百万円）

科　目	金　額
資産の部	
流動資産	**131,548**
現金及び預金	30,046
受取手形	61
電子記録債権	3,042
売掛金	42,372
契約資産	37,398
有価証券	10,100
商品及び製品	127
仕掛品	3,191
原材料及び貯蔵品	857
その他	4,476
貸倒引当金	△127
固定資産	**71,473**
有形固定資産	**32,222**
建物及び構築物	11,570
機械装置及び運搬具	11,803
土地	7,125
リース資産	1,050
建設仮勘定	194
その他	477
無形固定資産	**5,874**
のれん	2,280
顧客関連資産	2,504
その他	1,088
投資その他の資産	**33,377**
投資有価証券	27,060
長期貸付金	89
繰延税金資産	2,547
退職給付に係る資産	1,536
その他	2,249
貸倒引当金	△106
資産合計	**203,021**

科　目	金　額
負債の部	
流動負債	**55,998**
支払手形及び買掛金	18,212
電子記録債務	2,193
短期借入金	50
１年内返済予定の長期借入金	1,736
リース債務	292
未払法人税等	8,118
契約負債	9,764
賞与引当金	3,713
完成工事補償引当金	924
工事損失引当金	1,165
災害損失引当金	1
その他	9,822
固定負債	**29,557**
社債	5,000
長期借入金	9,952
リース債務	632
繰延税金負債	7,035
役員退職慰労引当金	238
株式報酬引当金	103
退職給付に係る負債	3,778
資産除去債務	1,083
その他	1,732
負債合計	**85,555**
純資産の部	
株主資本	**83,348**
資本金	6,646
資本剰余金	6,054
利益剰余金	72,196
自己株式	△1,549
その他の包括利益累計額	**14,841**
その他有価証券評価差額金	12,325
繰延ヘッジ損益	24
為替換算調整勘定	780
退職給付に係る調整累計額	1,710
非支配株主持分	**19,276**
連結純資産合計	**117,466**
負債純資産合計	**203,021**

連結損益計算書（自 2025年4月1日　至 2026年3月31日）

（単位：百万円）

科　目	金　額	
売上高		**148,954**
売上原価		**117,832**
売上総利益		31,122
販売費及び一般管理費		**21,279**
営業利益		**9,842**
営業外収益		
受取利息	284	
受取配当金	773	
持分法による投資利益	91	
匿名組合投資利益	371	
その他	146	**1,666**
営業外費用		
支払利息	111	
支払手数料	260	
為替差損	47	
その他	101	**521**
経常利益		**10,987**
特別利益		
固定資産売却益	12,032	
投資有価証券売却益	3,314	
関係会社清算益	121	
受取保険金	151	**15,619**
特別損失		
固定資産除売却損	187	
減損損失	180	
災害による損失	145	**513**
税金等調整前当期純利益		**26,093**
法人税、住民税及び事業税	9,221	
法人税等調整額	△1,739	**7,482**
当期純利益		**18,611**
非支配株主に帰属する当期純利益		**1,700**
親会社株主に帰属する当期純利益		**16,910**

連結株主資本等変動計算書　（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	6,646	6,055	70,445	△1,047	82,101
当期変動額					
剰余金の配当			△3,937		△3,937
親会社株主に帰属する当期純利益			16,910		16,910
自己株式の取得				△12,797	△12,797
自己株式の処分		△130		1,277	1,146
自己株式の消却		△11,017		11,017	－
連結範囲の変動			△74		△74
その他資本剰余金の負の残高の振替		11,148	△11,148		－
連結子会社株式の取得による持分の増減		△0			△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	△0	1,751	△502	1,247
当期末残高	6,646	6,054	72,196	△1,549	83,348

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	9,732	△1	500	728	10,960	18,993	112,054
当期変動額							
剰余金の配当							△3,937
親会社株主に帰属する当期純利益							16,910
自己株式の取得							△12,797
自己株式の処分							1,146
自己株式の消却							－
連結範囲の変動							△74
その他資本剰余金の負の残高の振替							－
連結子会社株式の取得による持分の増減							△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,593	25	279	981	3,880	282	4,163
当期変動額合計	2,593	25	279	981	3,880	282	5,411
当期末残高	12,325	24	780	1,710	14,841	19,276	117,466

（ご参考）連結キャッシュ・フロー計算書（要旨）

（単位：百万円）

区　分	前連結会計年度 （自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日）	当連結会計年度 （自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月 31日）
営業活動によるキャッシュ・フロー	18,463	5,161
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,434	27,168
財務活動によるキャッシュ・フロー	△20,473	△21,638
現金及び現金同等物に係る換算差額	346	348
現金及び現金同等物の増減額	△227	11,039
現金及び現金同等物の期首残高	27,601	27,465
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	91	46
連結除外に伴う現金及び現金同等物の増加額	－	△385
現金及び現金同等物の期末残高	27,465	38,166

○営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動の結果得られた現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、51億61百万円となりました（前連結会計年度は184億63百万円の獲得）。これは主に、売上債権及び契約資産の増加104億円および法人税等の支払27億27百万円などの資金の減少要因があった一方、税金等調整前当期純利益の計上260億93百万円などの資金の増加要因があったことによるものです。

○投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動の結果得られた資金は、271億68百万円となりました（前連結会計年度は14億34百万円の獲得）。これは主に、物流施設などの売却に伴う有形固定資産の売却による収入221億58百万円および有価証券及び投資有価証券の売却及び償還による収入50億96百万円などの資金の増加要因があったことによるものです。

○財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動の結果使用した資金は、216億38百万円となりました（前連結会計年度は204億73百万円の支出）。これは主に、自己株式の取得による支出127億97百万円、配当金の支払いによる支出39億37百万円および長期借入金の返済による支出39億25百万円などの資金の減少要因があったことによるものです。

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1．連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社

会社数 ……29社

会社名 ……月島JFEアクアソリューション株式会社
月島機械株式会社
月島ジェイテクノメンテサービス株式会社
サンエコサーマル株式会社
月島環境エンジニアリング株式会社
寒川ウォーターサービス株式会社
月島ビジネスサポート株式会社
テーエスケーエンジニアリング(タイランド) Co., Ltd.
BOKELA有限会社
尾張ウォーター＆エナジー株式会社
三進工業株式会社
株式会社アドバンスリー
プライミクスホールディングス株式会社
プライミクス株式会社
プライミクスプラス株式会社
株式会社バイオコール京都鳥羽
横浜西谷ウォーターサービス株式会社
市原バイオサイクル株式会社
月島ジェイアクアサービス機器株式会社
株式会社横浜Bay Link
株式会社bay eggs
箱根水道パートナーズ株式会社
株式会社長岡バイオキューブ
株式会社豊橋バイオウィル
アクアペックスおやま株式会社
アクアペックスさかい株式会社
小山エナジーサイクル株式会社
グリーンサイクルパワーいわき株式会社
つばめ・やひこウォーターサービス株式会社

なお、前連結会計年度まで非連結子会社であったつばめ・やひこウォーターサービス株式会社は、重要性が増したことに伴い、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。
また、連結子会社であった月島機械(北京)有限公司は清算したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社
会社名……ツキシマエンジニアリングマレーシア Sdn. Bhd.
(連結の範囲から除いた理由)
非連結子会社12社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2．持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社
会社数……10社
会社名……江戸川ウォーターサービス株式会社
株式会社バイオコール広島西部
バイオコールプラントサービス株式会社
株式会社バイオコール熊本南部
ハイブリッドケミカル株式会社
株式会社バイオコール大阪平野
株式会社バイオコール横浜南部
株式会社バイオコール京都洛西
株式会社バイオコール福岡御笠川
浜松ウォーターシンフォニー株式会社

(2) 非連結子会社（ツキシマエンジニアリングマレーシア Sdn. Bhd.他11社）および関連会社（5社）については、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等から見て、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3．会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

・満期保有目的の債券 …… 償却原価法（定額法）

・その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの …… 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 …… 移動平均法による原価法

なお、匿名組合契約に基づく組合への出資（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）については、組合の損益の純額に対する持分相当額を取り込む方法によっております。

②デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法

③棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

・仕掛品 …… 個別法

・原材料 …… 総平均法

・貯蔵品 …… 移動平均法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

当社および国内連結子会社は定率法を、また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

ただし、当社および国内連結子会社が1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物ならびに発電設備に係る機械及び装置については、定額法を採用しております。

また、2007年３月31日以前に取得した資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌連結会計年度から５年間で均等償却する方法によっております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

また、顧客関連資産については、その効果の及ぶ期間（５～23年）に基づいております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金 …… 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金 …… 従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額基準による相当額を計上しております。

③完成工事補償引当金 …… 完成工事高に係わる契約不適合責任等に基づく費用ならびに無償サービス費用に備えるために、過去の経験率（国内工事と海外工事とは別途に算定）に基づく一定の算定基準により引当計上するほか、特定個別工事に対しては、必要額を見積り計上しております。

④工事損失引当金 …… 受注工事の損失に備えるため、当連結会計年度末の未引渡工事のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、当該損失見込額を引当計上しております。

⑤役員退職慰労引当金 …… 一部の連結子会社は、役員の退任により支給する退職慰労金に充てるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

⑥株式報酬引当金 …… 従業員に対する将来の当社株式等の給付に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度より費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（当社は14年、一部の連結子会社は13年～14年）による定額法により費用処理しております。

③小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益および費用の計上基準

顧客との契約から生じる売上高

当社グループは、(1) 契約の識別、(2) 履行義務の識別、(3) 取引価格の算定、(4) 履行義務への取引価格の配分、(5) 履行義務充足による収益の認識の５つのステップにより収益の計上方法を決定しております。

水環境事業では、主として浄水場・下水処理場等プラントの工事請負、同プラントにおいて使用される各種機器の販売ならびに浄水場・下水処理場設備の運転・維持管理サービスの提供等を行っています。

産業事業では、主として化学分野やライフサイエンス分野および廃液・固形廃棄物処理、廃ガス・廃水処理等のプラントの工事請負、同プラントに使用される機器の販売等を行っています。

工事契約に係る収益については、工事の進捗に伴い履行義務が充足されるため、契約ごとの見積総原価に対する発生原価の割合により進捗度を見積り、契約期間にわたって収益を認識しております。一定の期間にわたり充足されるものでない場合には、一時点で履行義務が充足されるものとして客先による検収が完了した時点等契約の内容に応じて、財又はサービスの支配が顧客へ移転した時点で収益を認識しております。

また、運転・維持管理サービスに係る収益については、契約期間にわたり役務を提供しその期間に応じて収益を認識しております。

これらの取引に対する対価は、通常、短期のうちに支払期限が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

(6) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①消費税等の会計処理 …… 資産に係る控除対象外消費税および地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

②重要なヘッジ会計の方法 …… 原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。
なお、振当処理の要件を満たしている為替予約等については振当処理を、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理を、一体処理（特例処理および振当処理）の要件を満たしている金利通貨スワップについては一体処理を採用しております。

③のれんの償却方法及び償却期間…… のれんの償却については、10～20年間にわたる定額法により償却を行っております。

④繰延資産の処理方法

社債発行費 …… 支出時に全額費用として処理しております。

4．表示方法の変更に関する注記

（連結貸借対照表）

前連結会計年度において、「流動資産」の「その他」に含めていた「有価証券」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

（連結損益計算書）

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「匿名組合投資利益」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「貸倒引当金戻入額」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度は「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。

また、前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「支払保証料」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度は「営業外費用」の「その他」に含めて表示しております。

5．会計上の見積りに関する注記

(1) 工事契約に係る収益

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

売掛金	42,372百万円
契約資産	37,398百万円
契約負債	9,764百万円
売上高	148,954百万円

②会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

工事契約に係る収益は、当社および連結子会社において原則として履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、主として発生原価に基づくインプット法によっております。工事の進捗等に伴い発生原価に変更が生じる可能性があることから、その見積りおよび仮定を継続的に見直しております。なお、当連結会計年度においてこの方法により認識した収益額は76,737百万円であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1．担保資産および担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

預金	1,836百万円
売掛金	9,590百万円
短期貸付金	11百万円
未収入金	11百万円
投資有価証券	176百万円
長期貸付金	89百万円
計	11,717百万円

上記に対応する担保付債務は次のとおりであります。

①預金、売掛金、未収入金

1年内返済予定の長期借入金	874百万円
長期借入金	9,758百万円
計	10,633百万円

②短期貸付金、投資有価証券、長期貸付金

関係会社等の金融機関からの借入金3,005百万円に対するものであります。

上記担保資産の他、投資有価証券184百万円を大阪市に発電事業契約保証金として差し入れております。

2．有形固定資産の減価償却累計額 25,161百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1．連結会計年度末日における発行済株式の総数

普通株式　　40,125,800株

2．剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年5月9日取締役会	普通株式	2,262	52.00	2025年3月31日	2025年6月3日
2025年11月7日取締役会	普通株式	1,674	42.00	2025年9月30日	2025年12月1日

(注) 1　2025年5月9日取締役会決議による配当金の総額には、月島ホールディングス従業員持株会専用信託が所有する自社の株式に対する配当金21百万円が含まれております。
2　2025年11月7日取締役会決議による配当金の総額には、月島ホールディングス従業員持株会専用信託が所有する自社の株式に対する配当金10百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年5月12日取締役会	普通株式	利益剰余金	1,701	43.00	2026年3月31日	2026年6月4日

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については原則銀行借入による方針としております。デリバティブ取引は、借入金の金利変動リスクや外貨建債権債務の為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な目的のための取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスクならびにリスク管理体制

受取手形、売掛金、電子記録債権の営業債権および契約資産は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、取引先の信用状況を１年ごとに把握する体制としております。また、外貨建の営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

支払手形及び買掛金ならびに電子記録債務の営業債務は、１年以内の支払期日であります。一部の外貨建の営業債務については、為替相場の変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約を利用してヘッジしております。

借入金のうち、短期借入金は主に運転資金に係る資金調達であります。また、長期借入金は主にプロジェクトファイナンス、買収資金および設備資金として金融機関等からの借入金であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期のものについては、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引および金利通貨スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。

デリバティブ取引は、外貨建債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引および外貨建借入金に係る為替の変動リスクと支払金利の変動リスクの両方に対するヘッジを目的とした金利通貨スワップ取引であります。デリバティブ取引の実行および管理は、社内規程に従い関連部門および財務部にて行っております。また、デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、相場価格に基づく価額のほか、相場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

2026年３月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、電子記録債権、支払手形及び買掛金、電子記録債務ならびに短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから記載を省略しております。また、連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目についても、記載を省略しております。

	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 売掛金	42,372	40,144	△2,228
(2) 有価証券及び投資有価証券（※１）			
① 満期保有目的の債券	693	652	△40
② その他有価証券	24,179	24,179	－
資産計	67,245	64,976	△2,268
(3) 社債	5,000	4,841	△158
(4) 長期借入金（１年内返済予定を含む）	11,689	9,902	△1,786
負債計	16,689	14,744	△1,945
(5) デリバティブ取引（※２）	34	34	－

（※１）譲渡性預金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、「(2) 有価証券及び投資有価証券」には含めていません。

（※２）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（注1）市場価格のない株式等は、「(2)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

区分	当連結会計年度（2026年３月31日）
非上場株式	487
非連結子会社および関連会社株式	1,798
合同会社出資	2

3．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル1の時価	観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価
レベル2の時価	観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
レベル3の時価	観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	24,179	－	－	24,179
その他	－	－	－	－
デリバティブ取引				
通貨関連	－	37	－	37
金利関連	－	0	－	0
資産計	24,179	37	－	24,216
デリバティブ取引				
通貨関連	－	2	－	2
金利関連	－	－	－	－
負債計	－	2	－	2

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
売掛金	－	40,144	－	40,144
有価証券及び投資有価証券				
国債	162	－	－	162
社債	－	490	－	490
資産計	162	40,635	－	40,797
社債	－	4,841	－	4,841
長期借入金（1年内返済予定を含む）	－	9,902	－	9,902
負債計	－	14,744	－	14,744

（注）時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式および国債は相場価格を用いて評価しております。上場株式および国債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル 1 の時価に分類しております。

社債は、相場価格に基づき算定しており、その時価をレベル 2 の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約および金利スワップの時価は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

売掛金

一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間および信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、相場価格に基づき算定しており、その時価をレベル 2 の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定を含む）

これらの時価については、元利金の合計額を国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

なお、変動金利による長期借入金のうち、金利通貨スワップの一体処理（特例処理および振当処理）および金利スワップの特例処理の対象とされているものは、当該金利通貨スワップおよび金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法により算定されており、レベル 2 の時価に分類しております。

それ以外のものは、短期間で市場金利を反映していると考えられることから、時価は帳簿価額によっております。

(賃貸等不動産に関する注記)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識に関する注記)

1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

財又はサービスの種類別の分解情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他(注) 4	合計
	水環境事業	産業事業	計		
プラント／単体機器	26,384	29,059	55,443	－	55,443
ライフサイクルビジネス(注) 1	37,557	－	37,557	－	37,557
焼却(注) 2	－	8,332	8,332	－	8,332
O&M(注) 3	34,637	10,410	45,047	－	45,047
廃棄物処理	－	1,932	1,932	－	1,932
その他	－	－	－	0	0
顧客との契約から生じる収益	98,578	49,735	148,314	0	148,314
その他の収益	－	－	－	640	640
外部顧客への売上高	98,578	49,735	148,314	640	148,954

(注) 1　PFI、DBO事業、包括O&M業務、消化ガス発電事業などを含んでおります。
2　産業事業における廃液・固形廃棄物処理プラント、単体機器などを含んでおります。
3　プラント／単体機器および焼却の部品、補修、運転管理などを含んでおります。
4　「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産賃貸事業、印刷・製本などを含んでおります。

2．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)　3．会計方針に関する事項　(5) 重要な収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3．当連結会計年度および翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首時点の契約負債残高に含まれていた額は、6,377百万円であります。

なお、契約資産の増減は、主として収益の認識（契約資産の増加）と、対価の支払い（同、減少）により生じたものであり、契約負債の増減は、主として前受金の受取り（契約負債の増加）と、収益の認識（同、減少）により生じたものであります。また、過去の期間に充足(または部分的に充足)した履行義務に対して認識した収益に重要性はありません。

未充足(または部分的に未充足)の履行義務に配分した取引価格の総額は、当連結会計年度323,517百万円であります。このうち、約３割４分は工事契約等に係るものであり、工事等の進捗に応じて15年以内に売上高として認識されると見込まれます。また、約６割６分は運転・維持管理サービス契約等に係るものであり、契約期間にわたり役務を提供しその期間に応じて23年以内に売上高として認識されると見込まれます。

（１株当たり情報に関する注記）

１．１株当たり純資産額	2,482円03銭
２．１株当たり当期純利益	412円69銭

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

計算書類

貸借対照表（2026年３月31日現在）

（単位：百万円）

科　目	金　額
資産の部	
流動資産	**46,275**
現金及び預金	17,303
有価証券	10,000
未収入金	398
短期貸付金	600
預け金	17,946
その他	27
貸倒引当金	△1
固定資産	**64,730**
有形固定資産	**10,068**
建物	4,677
構築物	207
機械及び装置	120
車両運搬具	0
工具器具備品	70
土地	4,389
リース資産	602
無形固定資産	**855**
ソフトウエア	769
その他	85
投資その他の資産	**53,806**
投資有価証券	24,583
関係会社株式	19,550
長期貸付金	9,445
前払年金費用	30
その他	278
貸倒引当金	△81
資産合計	**111,005**

科　目	金　額
負債の部	
流動負債	**27,169**
電子記録債務	0
１年内返済予定の長期借入金	862
リース債務	176
未払金	685
未払費用	42
未払法人税等	5,471
預り金	18,273
賞与引当金	155
その他	1,502
固定負債	**12,710**
社債	5,000
長期借入金	194
リース債務	486
繰延税金負債	5,762
株式報酬引当金	9
退職給付引当金	194
その他	1,063
負債合計	**39,880**
純資産の部	
株主資本	**58,804**
資本金	**6,646**
資本剰余金	**5,485**
資本準備金	5,485
利益剰余金	**48,221**
利益準備金	1,026
その他利益剰余金	47,194
固定資産圧縮積立金	2,088
繰越利益剰余金	45,105
自己株式	**△1,549**
評価・換算差額等	**12,320**
その他有価証券評価差額金	12,320
純資産合計	**71,125**
負債純資産合計	**111,005**

損益計算書（自 2025年4月1日　至 2026年3月31日）

（単位：百万円）

科　目	金　額	
営業収益		
経営指導料	958	
業務受託料	3,019	
関係会社受取配当金	1,258	
不動産賃貸収入	1,290	**6,526**
営業費用		
不動産賃貸費用	819	
一般管理費	4,603	**5,422**
営業利益		**1,103**
営業外収益		
受取利息	279	
受取配当金	588	
その他	35	**903**
営業外費用		
支払利息	70	
支払手数料	260	
その他	18	**349**
経常利益		**1,657**
特別利益		
固定資産売却益	12,027	
投資有価証券売却益	3,313	
関係会社清算益	186	**15,527**
特別損失		
固定資産除売却損	149	**149**
税引前当期純利益		**17,036**
法人税、住民税及び事業税	5,631	
法人税等調整額	△911	**4,720**
当期純利益		**12,315**

株主資本等変動計算書 （自 2025年4月1日　至 2026年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	6,646	5,485	－	5,485	1,026	4,195	45,769	50,991	△1,047	62,076
当期変動額										
固定資産圧縮積立金の取崩						△2,106	2,106	－		－
剰余金の配当							△3,937	△3,937		△3,937
当期純利益							12,315	12,315		12,315
自己株式の取得									△12,797	△12,797
自己株式の処分			△130	△130					1,277	1,146
自己株式の消却			△11,017	△11,017					11,017	－
その他資本剰余金の負の残高の振替			11,148	11,148			△11,148	△11,148		－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	－	－	－	－	－	△2,106	△663	△2,770	△502	△3,272
当期末残高	6,646	5,485	－	5,485	1,026	2,088	45,105	48,221	△1,549	58,804

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	9,719	9,719	71,796
当期変動額			
固定資産圧縮積立金の取崩			－
剰余金の配当			△3,937
当期純利益			12,315
自己株式の取得			△12,797
自己株式の処分			1,146
自己株式の消却			－
その他資本剰余金の負の残高の振替			－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,601	2,601	2,601
当期変動額合計	2,601	2,601	△670
当期末残高	12,320	12,320	71,125

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1．資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

①満期保有目的の債券 …… 償却原価法（定額法）

②子会社株式 …… 移動平均法による原価法

③その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの …… 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 …… 移動平均法による原価法

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

また、2007年３月31日以前に取得した資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌事業年度から５年間で均等償却する方法によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金 …… 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金 …… 従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額基準による相当額を計上しております。

(3) 株式報酬引当金 …… 従業員に対する将来の当社株式等の給付に備えるため、支給見込額のうち当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(4) 退職給付引当金 …… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度より費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により費用処理しております。

4．重要な収益および費用の計上基準

当社は、持株会社として主として子会社に対して契約に基づき経営指導、受託業務の提供を行うことが履行義務であります。時の経過に応じ義務を履行するにつれて子会社が便益を享受することとなるため、一定の期間にわたり充足される履行義務と判断し、収益を認識しております。なお、取引の対価には重要な金融要素は含まれておりません。

子会社からの受取配当金については、配当金の効力発生日において収益を認識しております。

不動産賃貸収入については、賃貸借契約期間にわたって収益を認識しております。

5．その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理 …… 資産に係る控除対象外消費税および地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(2) 退職給付に係る会計処理 …… 退職給付に係る未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費 ……支出時に全額費用として処理しております。

6．会計上の見積りに関する注記

関係会社株式の評価

(1)計算書類に計上した金額

関係会社株式 19,550百万円

(2)会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

関係会社株式の評価は、超過収益力を反映した実質価額と帳簿価額を比較し、実質価額の著しい低下の有無を判定しております。判定の結果、実質価額の著しい低下が見られる場合には、当該株式に対して相当の減額を行い、帳簿価額の減少額を関係会社株式評価損として計上することとしております。

超過収益力の評価にあたっては、当該関係会社の翌事業年度以降の事業計画を基礎として見積もっておりますが、その前提となる事業計画は、直近の損益実績や経営環境および事業計画の達成状況を踏まえた仮定に基づいております。

事業計画については、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があります。実績が事業計画と乖離した場合には、翌事業年度の計算書類に影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1．有形固定資産の減価償却累計額　4,106百万円

2．保証債務

下記の会社の金融機関からの借入金等について保証を行っております。

(関係会社)

BOKELA有限会社	1,194百万円

3．関係会社に対する金銭債権および金銭債務

短期金銭債権	18,930百万円
短期金銭債務	18,308百万円
長期金銭債権	9,445百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
営業収益	5,977百万円
営業費用	57百万円
営業取引以外の取引による取引高	181百万円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数（千株）	当事業年度増加株式数（千株）	当事業年度減少株式数（千株）	当事業年度末株式数（千株）
普通株式（注）	1,027	4,299	4,761	565

（注）（変動事由の概要）

自己株式の株式数の増加4,299千株は、2024年12月３日開催の取締役会決議に基づき取得した395千株、2025年５月９日および2025年８月８日開催の取締役会決議に基づき取得した3,900千株ならびに譲渡制限付株式報酬として処分した株式のうち無償取得した２千株および取得単元未満株式の買取りによる増加０千株であります。

自己株式の株式数の減少4,761千株は、2025年５月９日開催の取締役会決議に基づき、2025年11月28日に従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブとして処分した236千株、2025年６月23日開催の取締役会決議に基づき、2025年７月18日に譲渡制限付株式報酬として処分した57千株、2025年８月８日開催の取締役会決議に基づき、2025年９月４日に業績連動型株式付与制度として処分した57千株ならびに2025年11月７日開催の取締役会決議に基づく自己株式の消却4,000千株および月島ホールディングス従業員持株会専用信託から月島ホールディングス従業員持株会に対する売却による減少411千株であります。

(税効果会計に関する注記)

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	49百万円
未払事業税	276百万円
退職給付引当金	331百万円
貸倒引当金	25百万円
関係会社株式評価損	1,597百万円
みなし配当	540百万円
投資簿価修正	3,642百万円
会社分割に伴う関係会社株式調整額	2,207百万円
その他	285百万円
繰延税金資産小計	8,956百万円
評価性引当額	△6,602百万円
繰延税金資産合計	2,353百万円

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	△961百万円
その他有価証券評価差額金	△5,670百万円
退職給付信託設定益	△119百万円
減資に伴う関係会社株式譲渡損	△680百万円
会社分割に伴う関係会社株式調整額	△677百万円
その他	△5百万円
繰延税金負債合計	△8,116百万円
繰延税金負債(△)純額	△5,762百万円

2．法人税及び地方法人税の会計処理またはこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号　2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理またはこれらに関する税効果会計の会計処理を行っております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社および関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注5)(百万円)	科目	期末残高(注5)(百万円)
子会社	月島JFEアクアソリューション㈱	所有 直接60.0%	経営指導料などの受領 役員兼任 資金の貸借	経営指導・業務の受託（注１） 不動産の賃貸（注２） 資金の預入（注３） 利息の受取（注３） 利息の支払（注３）	2,532 137 8,840 80 2	預け金	17,336
子会社	月島機械㈱	所有 直接100%	経営指導料などの受領 役員兼任 資金の貸借	経営指導・業務の受託（注１） 不動産の賃貸（注２） 資金の受入（注３） 利息の受取（注３） 利息の支払（注３）	1,038 223 △1,031 0 2	預り金	372
子会社	月島ジェイテクノメンテサービス㈱	所有 間接60.0%	資金の貸借	不動産の賃貸（注２） 資金の受入（注３） 利息の支払（注３）	69 △979 10	預り金	5,215
子会社	月島環境エンジニアリング㈱	所有 直接100%	経営指導料などの受領 役員兼任 資金の貸借	経営指導・業務の受託（注１） 不動産の賃貸（注２） 資金の受入（注３） 利息の支払（注３）	236 126 4,969 8	預り金	8,288
子会社	サンエコサーマル㈱	所有 直接100%	経営指導料などの受領 資金の貸借	経営指導・業務の受託（注１） 資金の貸付（注３） 利息の受取（注３） 利息の支払（注３）	20 △600 45 0	短期貸付金 長期貸付金	600 5,950
子会社	三進工業㈱	所有 直接100%	経営指導料などの受領 役員兼任 資金の貸借	経営指導・業務の受託（注１） 資金の受入（注３） 利息の支払（注３）	67 1,975 4	預り金	4,207
子会社	プライミクスホールディングス㈱	所有 直接99.0% 間接 1.0%	資金の貸借	資金の貸付（注３） 利息の受取（注３）	－ 47	長期貸付金	3,495

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注5)(百万円)	科目	期末残高(注5)(百万円)
子会社	プライミクス㈱	所有 間接100%	経営指導料などの受領 役員兼任 資金の貸借	経営指導・業務の受託（注１） 不動産の賃貸（注２） 資金の預入（注３） 資金の貸付（注３） 利息の受取（注３） 利息の支払（注３）	78 7 425 △830 6 0	預け金	425
子会社	BOKELA㈲	所有 直接100%	保証債務	保証債務（注4）	1,194	-	-

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) 経営の管理などをするために、一定の合理的な基準に基づき金額を決定しております。

(注2) 受取賃料については、必要経費などを勘案し、使用面積に基づき合理的に決定しております。

(注3) 資金の受入および貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。「取引金額」は年間の純増減額であります。

(注4) 金融機関からの借入金等について保証を行ったものであり、債務保証料を受領しております。

(注5) 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)　４．重要な収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(１株当たり情報に関する注記)

１．１株当たり純資産額　1,797円89銭

２．１株当たり当期純利益　300円55銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年５月15日

月島ホールディングス株式会社
　取締役会　御中

井 上 監 査 法 人

東京都千代田区

指定社員 業務執行社員	公認会計士	**平松　正己**
指定社員 業務執行社員	公認会計士	**林　　映男**
指定社員 業務執行社員	公認会計士	**深井　　敏**

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、月島ホールディングス株式会社の2025年４月１日から2026年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、月島ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月15日

月島ホールディングス株式会社
　取締役会　御中

井 上 監 査 法 人

東京都千代田区

指定社員 業務執行社員	公認会計士	平松　正己
指定社員 業務執行社員	公認会計士	林　　映男
指定社員 業務執行社員	公認会計士	深井　　敏

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、月島ホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第164期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第164期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

（1）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線またはインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、監査部、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人井上監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人井上監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2026年5月15日

月島ホールディングス株式会社　監査役会

常勤監査役　**吉　川　　孝**　㊞

常勤監査役　**吉　加　　訓**　㊞

監　査　役　**北　方　宏　樹**　㊞

（注）常勤監査役　吉加　訓、監査役　北方宏樹は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以　上